

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(加入光ファイバに係る接続メニューの追加等)について

(諮問第3139号)

<目次>

1	諮問書	1
2	申請概要	2
3	審査結果	16

別添 1 接続約款変更認可申請書 (写) (東日本)

別添 2 接続約款変更認可申請書 (写) (西日本)

(公印・契印省略)

諮 問 第 3 1 3 9 号
令 和 3 年 5 月 2 8 日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 川濱 昇 殿

総務大臣 武田 良太

諮 問 書

東日本電信電話株式会社（代表取締役社長 井上 福造）及び西日本電信電話株式会社（代表取締役社長 小林 充佳）から、令和3年5月24日付け東相制第21-00009号及び西設相制第000034号により、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第33条第2項の規定に基づき接続約款の変更の認可申請があった。

当該申請について審査した結果、同条第4項各号のいずれにも適合していると認められるため、同条第2項の規定により認可することとした。

上記のことについて、同法第169条第1号の規定により諮問する。

以上

**東日本電信電話株式会社 及び 西日本電信電話株式会社の
第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の
認可申請に関する説明
(加入光ファイバに係る接続メニューの追加等)**

令和3年5月

1. 申請者

東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)

代表取締役社長 井上 福造

西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)

代表取締役社長 小林 充佳

(以下「NTT東日本」及び「NTT西日本」を「NTT東日本・西日本」という。)

2. 申請年月日

令和3年5月24日(月)

3. 実施予定期日

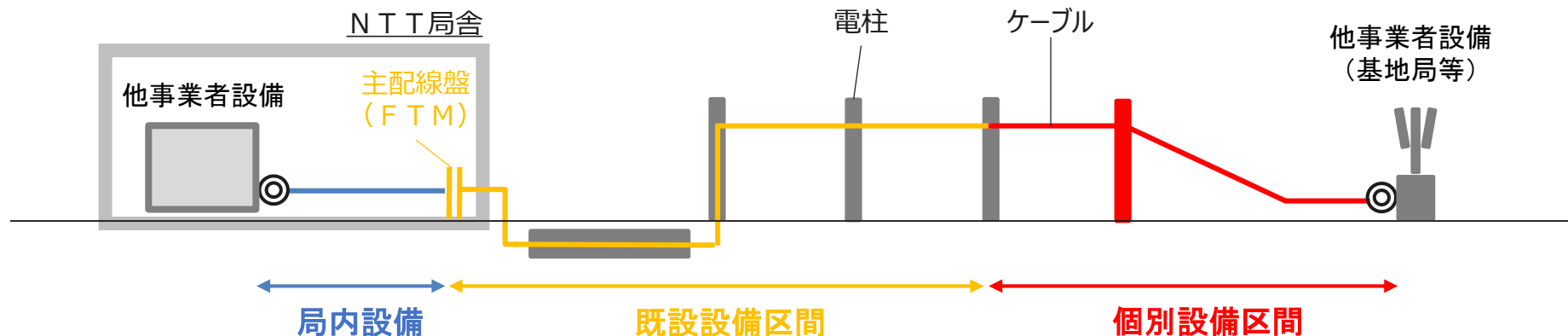
認可後、NTT東日本・西日本の準備が整い次第、実施

4. 主旨

加入光ファイバに係る新たな接続メニュー(特定光信号端末回線の接続)の追加

- NTT東日本・西日本では、これまで**フレキシブルファイバ**という名称で、携帯電話事業者等に対し、**既設設備が存在しない場所において、個別に光ファイバ設備を設置し、既設設備区間の光ファイバ設備と組み合わせて提供する卸電気通信役務を提供してきた。**
 - ※ ① NTT東日本・西日本の光エリア内においてビルの屋上等NTT東日本・西日本が指定する成端箇所以外の箇所に成端するものと、② NTT東日本・西日本の光エリア外において新たに設備を構築して役務提供するものの2つに大別される。
- しかし、令和3年2月24日開催の「**接続料の算定等に関する研究会**」(以下、「**接続料研究会**」という。)において、卸電気通信役務ではなく、**接続による提供を求める事業者の要望等を踏まえ、接続メニュー提供のための接続約款の変更認可申請を速やかに行うことを求める方針が示されたところ。**
- この方針を踏まえ、NTT東日本・西日本から、令和3年3月22日の令和3年度接続約款の変更認可申請と併せて行われた接続料規則第3条に基づく許可申請の中で、**ビル屋上に新規設置されるフレキシブルファイバに係る接続メニューについて、本年5月に接続約款の変更認可申請を行う等の考えが示された。**
- 今般、**ビル屋上に新規設置されるフレキシブルファイバに係る接続メニューを追加するため、接続約款の変更認可申請が行われたもの。**
 - ※ 今回申請の行われないその他のフレキシブルファイバに係る接続メニューについては、準備が整い次第速やかに申請が行われる予定。

■フレキシブルファイバの概要図



<今後の進め方>

- 総務省が適切にフォローしながら、事業者間で協議を行った上で、NTT東西において実現に向けた課題の整理や、実現方法、実現時期などについて検討し、5G基地局の整備に当たって重要な設備であることも踏まえれば、速やかに対応することが必要ではないか。
- ビル屋上における携帯電話基地局向けの光ファイバ設備への接続について、速やかに接続メニューを規定するための接続約款の変更認可申請を行い、他方、ルーラルエリアについては、接続事業者とも協議を行いながら、ビル屋上よりも検討時間が必要であることは考慮しつつも、できるだけ速やかに、接続による提供が技術的又は経済的に著しく困難である等の接続拒否事由に該当する具体的な場合について、現在提供されているフレキシブルファイバの実態との整合も踏まえて検討し、総務省に報告を求めることが適当ではないか。
- この際、NTT東西の接続約款の変更認可申請が必要以上に遅れることになると、その分、フレキシブルファイバを利用する他事業者は卸による提供を受けざるを得ず、接続により提供を受ける場合と比べ負担が重くなることも考えられることから、速やかな対応が求められるのではないか。このため、速やかに対応が行われない場合には、接続約款の変更に係る命令も視野に入れ、追加的な措置を検討することが考えられるのではないか。
- また、フレキシブルファイバとして卸役務により既に提供している光ファイバ設備について、卸先事業者から接続による提供を求められた場合について、その移行は円滑に行われることが必要である。このため、移行に係る費用や手続が必要最小限のものとなっていることについて、本研究会においてNTT東西から説明を求めることが適当ではないか。仮に、合理的な理由なく、円滑な移行を妨げている事情が認められる場合には、追加的な措置について検討を行うべきではないか。
- さらに、本研究会での論点である、NTT東日本・西日本の加入光ファイバと他事業者が自ら設置・調達する伝送路設備との接続をより行いやすくする観点から、どのような対応が必要かについても、これらの接続メニューに係る協議を実施する中で具体的な要望を踏まえて検討することが適当ではないか。
- これらの対応状況について、遅くとも本研究会において報告書の取りまとめに向けた議論が行われる予定の本年5月末までに総務省に報告を求め、それを踏まえて本研究会において、必要に応じて検討を実施することが適当ではないか。

● 第一種指定電気通信設備接続料規則に基づく許可申請(令和3年3月22日申請)

5. 接続料規則第4条(法定機能の区分、内容及び対象設備等)及び第7条(原価(利潤を含む。以下同じ。)の算定に用いる資産及び費用)関連

利用事業者が個別設備の設置及び維持管理に係る費用を全額負担することを前提に加入光ファイバ相当のサービスの提供を要望する場合において、当社が個別設備を設置し、既設設備区間の設備と組み合わせて提供するサービス(以下、「フレキシブルファイバ」という。)について、接続メニューの設定に係る接続約款の変更認可申請を行い、認可を受けるまでの間、フレキシブルファイバに係る固定端末系伝送路設備の費用を加入光ファイバに係る接続料原価から除外するとともに、当該固定端末系伝送路設備について接続料を設定しないこと。

(理由)

(略)

これらを踏まえると、フレキシブルファイバについて、接続メニューの設定に係る接続約款の変更の認可申請を行い、認可を受けるまでの間、フレキシブルファイバに係る固定端末系伝送路設備の費用について、接続料規則によらない特別の理由があると考えている。

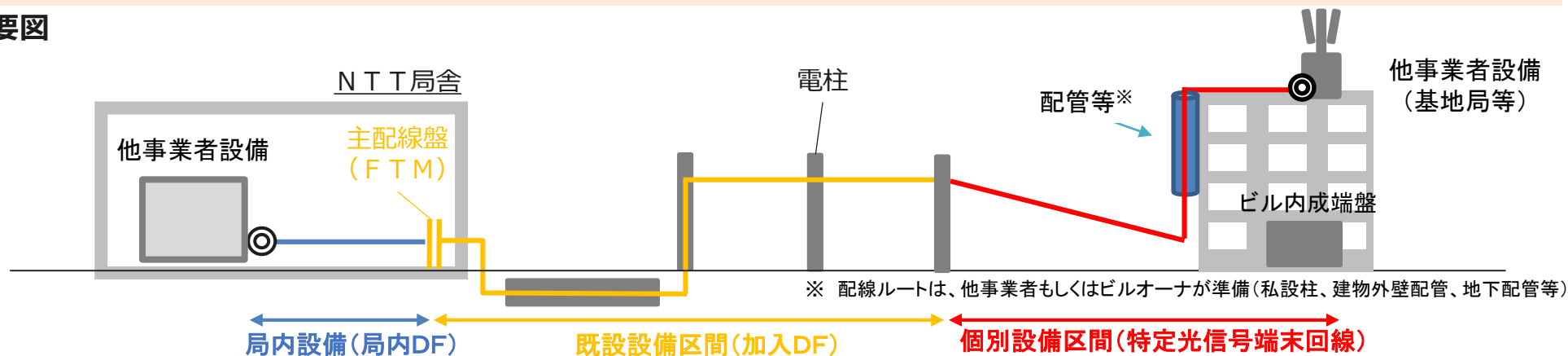
なお、接続料研究会において示された方針を踏まえ、今後以下①～③のとおり対応する考え。

- ① ビル屋上に新規設置されるフレキシブルファイバについては本年5月、その他のフレキシブルファイバについては準備が整い次第速やかに接続約款の変更認可申請を行う。
- ② ビル屋上への設置に係る接続メニューの認可を受けた後、事業者より遅滞なく当該接続メニューへの移行の申込みが行われた場合には、臨時の措置として、本年4月1日から事業者が接続に移行するまでの間のビル屋上に設置されるフレキシブルファイバの卸料金と接続料相当の料金額の差額について遡って精算を行う。
- ③ 本年4月1日以降、接続メニュー提供後は接続へ移行することを前提に卸役務として申し込まれたフレキシブルファイバについて、接続メニュー提供後に卸役務から接続へ移行する際には、新規に接続に申し込んだ場合と同程度の費用で移行できるよう必要最小限の負担となるように対応する。

- 今般申請のあった新たな接続メニューは、光提供エリア内であって、既設設備区間の存在しない場所(ビル屋上等)に接続事業者の要望に基づき新たに個別設備区間に光ファイバ設備を設置して接続するもの(特定光信号端末回線)であり、この**特定光信号端末回線を設置する個別設備区間**と、**既設設備区間**(加入ダークファイバ)、NTT東日本・西日本の**局内設備**(局内ダークファイバ)を**組み合わせて提供**されるもの(局内設備については、接続事業者自らの設備を利用することも可能)。
- **局内設備、既設設備区間については既存の接続料(局内ダークファイバ、加入ダークファイバ)を適用し、個別設備区間については、接続事業者が基本的には占有する設備を当該接続事業者の申出に基づきNTT東日本・西日本において新たに構築するものであることから、当該接続事業者による個別の費用負担として、網改造料の算定式により算定**する。

※ 卸電気通信役務で提供されているフレキシブルファイバにおいても、「局内設備」、「既設設備区間」、「個別設備区間」ごとに料金が設定されている(「局内設備」「既設設備区間」の利用料金は接続料と異なる額が設定されている)。

■ 概要図



	局内ダークファイバ※1 【既存接続料】	加入ダークファイバ (シングルスター方式)※1、※2 【既存接続料】	特定光信号端末回線 【新規接続料】
接続料	NTT東日本: 363円 NTT西日本: 317円	NTT東日本: 2,248円 NTT西日本: 2,312円	網改造料として算定 (設備管理運営費 + 他人資本費用 + 自己資本費用 + 調整額 + 利益対応税) × (1 + 貸倒率)

※1 令和3年3月22日にNTT東日本・西日本から申請のあった令和3年度適用接続料を記載。

※2 タイプ2(保守対応時間が限定されていないもの)の料金。また、施設設置負担加算料(NTT東日本: 161円、NTT西日本: 143円)、回線管理運営費(NTT東日本: 35円、NTT西日本: 55円)を含む。

- 特定光信号端末回線の接続に関するその他の料金については、下表のとおり。
- **特定光信号端末回線管理機能**については、接続の申込みの受け付けを行うシステム等の料金であるところ、早期の接続メニュー提供の観点から、既存の**接続専用線等の管理を行うシステムを暫定的に利用して受付を行うため、通信路設定伝送機能(接続専用線)の回線管理運営費単金を準用して設定。実績を把握し次第、実績料金で遡及精算**を実施予定。
- なお、今年度中を目途に特定光信号端末回線に関する正式な受付システム等を整備して対応する予定で検討が進められているところであり、別途それを踏まえた接続約款の変更認可申請が行われる予定。

項目	概要	料金
① 特定光信号端末回線管理機能	協定事業者の特定光信号端末回線の情報の管理を行うとともに網改造料を請求する機能	NTT東日本：339円 NTT西日本：558円
② 既設基盤設備の利用料	既設の管路・電柱を利用する場合の負担額	既存の管路・電柱を利用する場合の負担額を準用
③ 撤去に係る負担額	特定光信号端末回線の撤去に係る負担額	網改造料における利用中止費を適用
④ 特定光信号端末回線に係る情報調査費	概算提供可能時期・概算料金に係る調査実費	作業単金 × 作業時間 × (1 + 貸倒率)

- NTT東日本・西日本により、これまでの卸電気通信役務によるフレキシブルファイバの提供実績を踏まえ、仮に光ファイバを1芯、既存の電柱を1本利用し、創設費10万円として、ビル屋上のフレキシブルファイバを利用する場合の**卸料金と特定光信号端末回線の接続料等の料金を比較**した場合の試算が示された。
- これによれば、**NTT東日本・西日本ともに、ビル屋上にフレキシブルファイバを設置した場合の卸料金と比べて、本申請の料金の方が4～5割程度低廉**になる見込み。

	NTT東日本			NTT西日本		
	卸料金	接続料	差分	卸料金	接続料	差分
計 (①+②+③) (円/月)		4,069			4,295	
①既設設備区間		2,611			2,629	
局内区間		363			317	
加入区間		2,248			2,312	
②個別設備区間		1,119			1,108	
設備管理運営費		1,050			1,041	
保守費相当 (④×⑤)※1		217			208	
減価償却費相当※2		833			833	
報酬		5			7	
基盤設備利用料		64			60	
③フレキシブルファイバ回線管理運営費		339			558	

(参考)

④創設費 (円)※3		100,000			100,000	
⑤年経費比率		2.6%			2.5%	

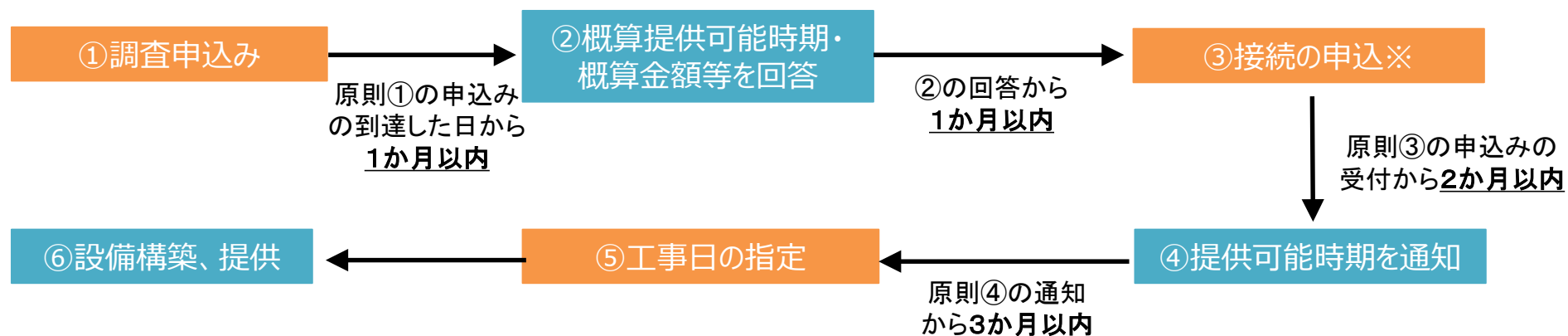
※1 卸料金には個別設備区間に係る共通費用・追加費用を含む。

※2 卸料金は創設費を一括負担しているものを、減価償却費相当見合い(法定耐用年数10年)として算定。

※3 モデルケースとして試算したものであり、実際は案件ごとに利用芯線数や個別設備区間の創設費等が異なる。なお、ビル屋上のサンプルデータ(2020年8月～10月の全件)の平均創設費は約10万円であり、また既存電柱の利用本数、芯線数とも今回の試算と近似した値となっている旨NTT東日本・西日本から説明があったもの。

- 特定光信号端末回線の接続に係る手続としては、以下のフローを前提として接続約款上の規定を整備。携帯電話事業者等の意見を踏まえ、卸電気通信役務によるフレキシブルファイバと同様のフローを予定。
- 概算金額や提供可能時期の回答に要する期間等についても、フレキシブルファイバの申込みの際の目安の期間をもとに設定。

■ 接続申込み等のフロー



※ 特定光信号端末回線と組み合わせて利用する光信号端末回線の接続申込みを併せて行うこと及び事前に特定光信号端末回線の敷設に係る調整を行うことを要する。

■ その他の手続等

- 他人の土地等を利用している場合に、その他人から撤去を求められた場合は接続事業者と協議の上、撤去の必要がある場合はその特定光信号端末回線を撤去する(撤去により生じた損害について、NTT東日本・西日本はその接続事業者に対する責任を負わない)
- 接続を終了する申込みがあった回線との接続を終了する際は、その回線と併せて接続の申込みを行った回線との接続についても終了する。
- 特定光信号端末回線との接続を終了したときは、その特定光信号端末回線が収容されている光ファイバケーブルにおいて他の特定光信号端末回線が現用に供されている場合を除き、その特定光信号端末回線を撤去する。

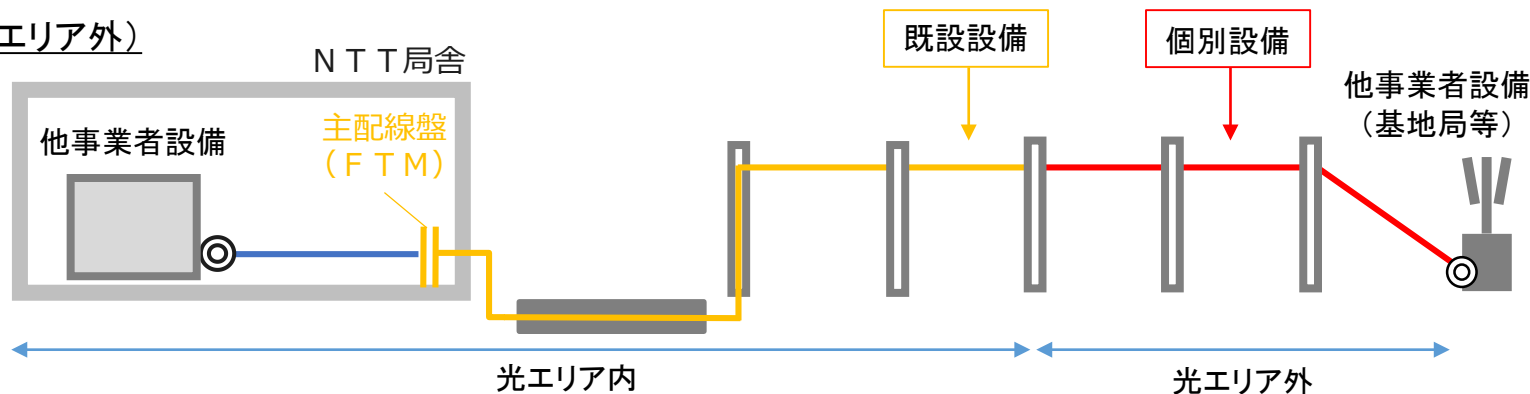
(参考資料)

(参考)フレキシブルファイバの概要

- フレキシブルファイバは、携帯電話事業者等に対し、**既設設備が存在しないエリア等において、個別設備を設置し、既設設備区間の設備と組み合わせて伝送路設備等を提供するサービス**。提供形態は、これまで、卸電気通信役務でのみであり、相互接続では実施されていない。
- フレキシブルファイバは、NTT東日本・西日本の**光エリア外において新たに設備を構築して役務提供するもの**とNTT東日本・西日本の**光エリア内においてビルの屋上等NTT東日本・西日本が指定する成端箇所以外の箇所に成端するもの**の2つに大別される。
- これらの**料金体系は同じ**であり、NTT局舎内、既設設備区間、個別設備区間それぞれにおいて料金が設定されている。

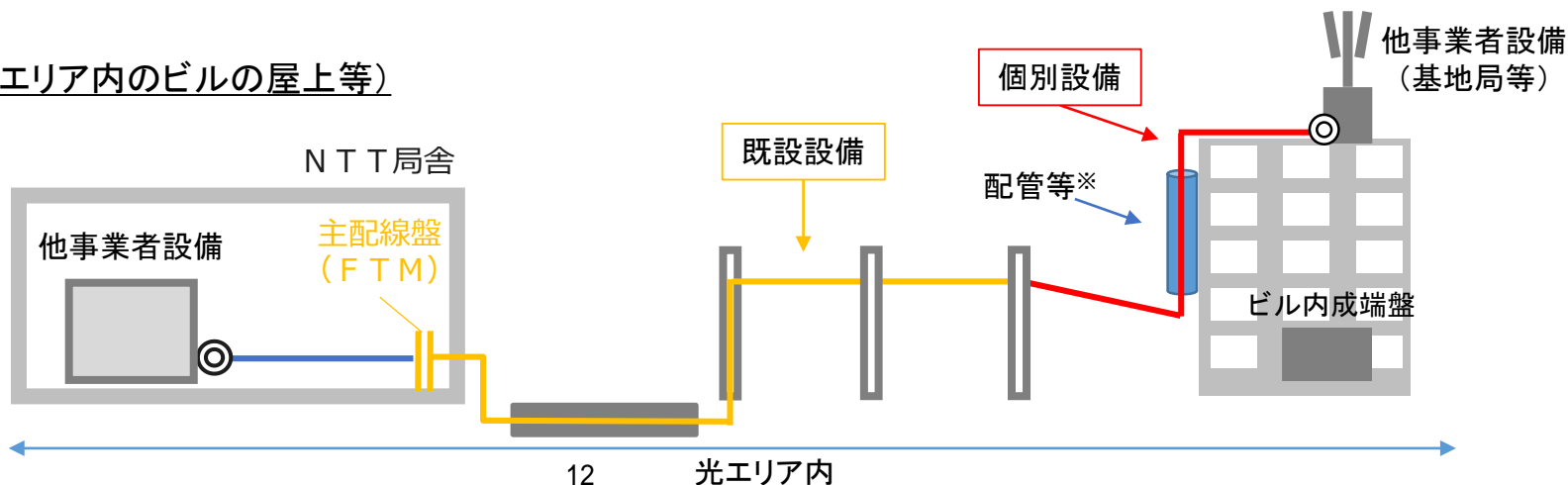
フレキシブルファイバ(光エリア外)

NTT東日本・西日本の光エリア外において新たに設備を構築して役務提供するもの。



フレキシブルファイバ(光エリア内のビルの屋上等)

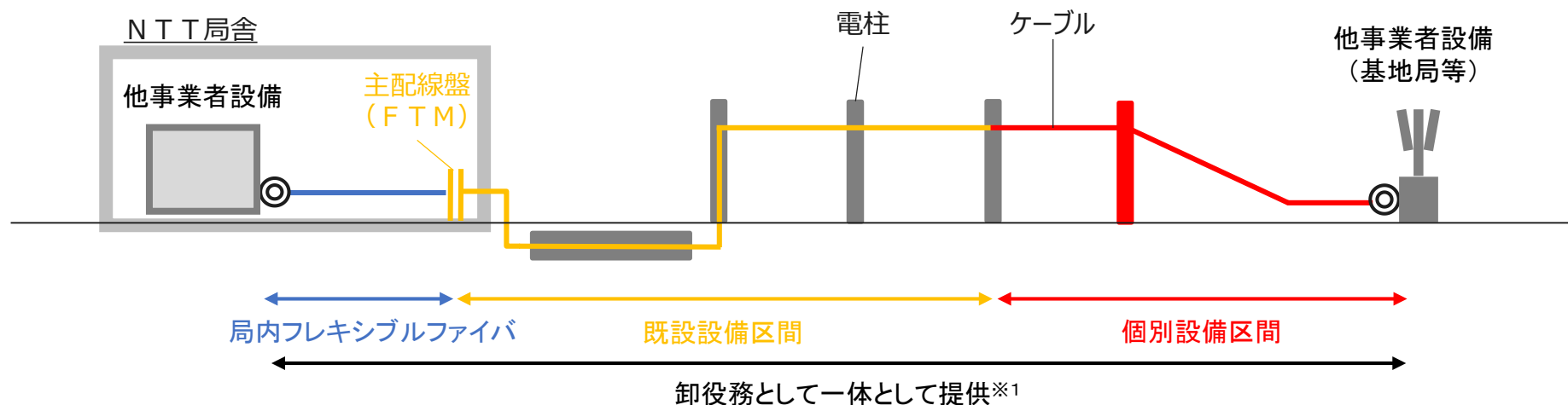
NTT東日本・西日本の光エリア内においてNTT東日本・西日本が指定する成端箇所以外の箇所に成端するもの。



※ 配線ルートは、他事業者もしくはビルオーナーが準備(私設柱、建物外壁配管、地下配管等)

- フレキシブルファイバは、局内設備、既設設備区間、個別設備区間ごとに料金が設定されており、局内設備、既設設備区間の卸料金については、通常、加入光ファイバとして接続により提供される接続料に比べて、高額となっている。
- フレキシブルファイバを利用する場合には、局内光伝送路も局内フレキシブルファイバとして卸提供されている。現在のところ、フレキシブルファイバと局内ダークファイバ接続を組み合わせる利用はされていない。

フレキシブルファイバの概要図



提供料金 (2019年度)	局内フレキシブルファイバ	既設設備区間	個別設備区間(新設区間)
初期費用			
月額料金			
撤去費			

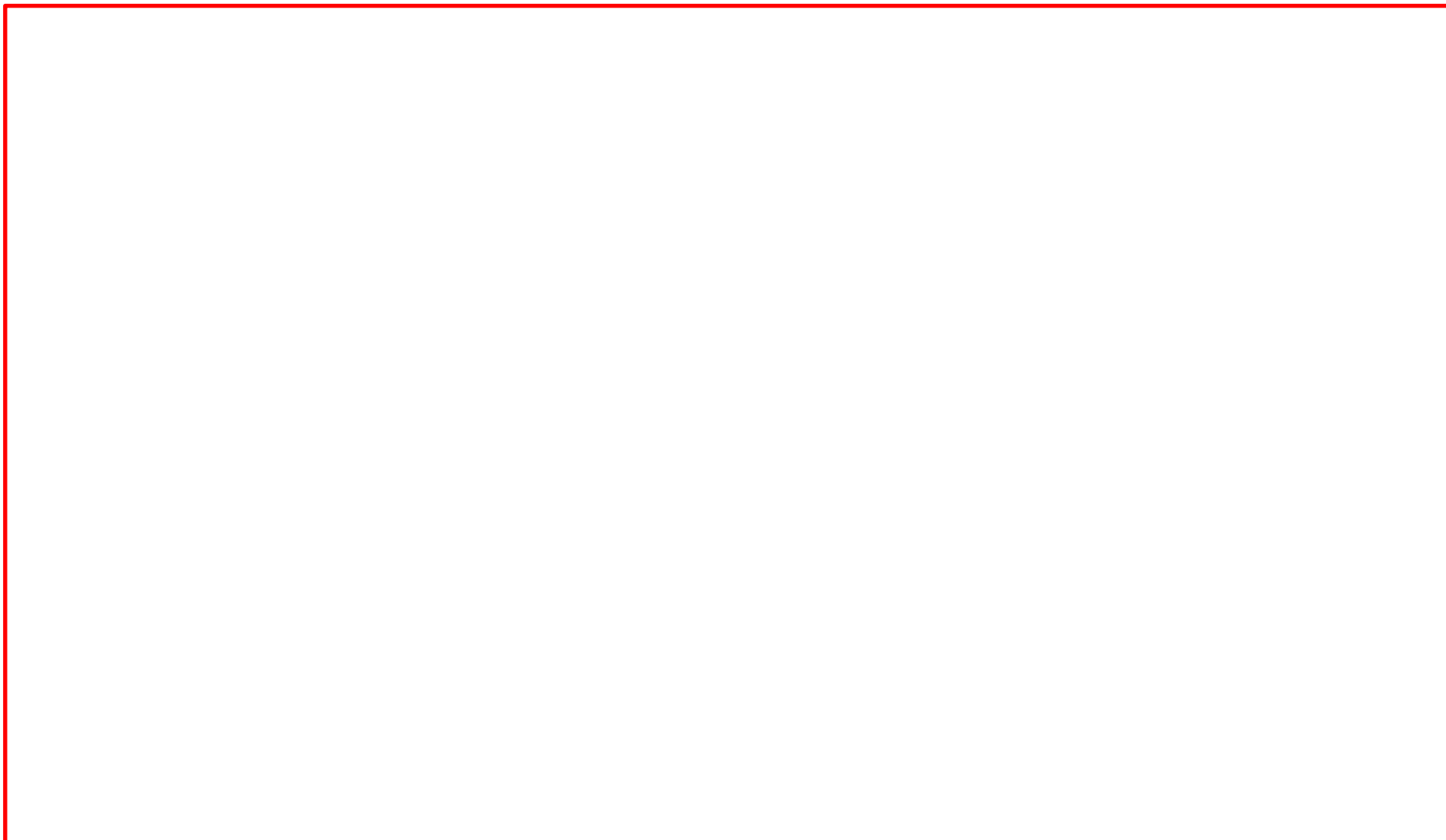
※1 局内フレキシブルファイバは、自己設置または加入ダークファイバ等と合わせて提供される場合を除く。

※2 局内ダークファイバの2020年度の接続料は、NTT東日本:351円、NTT西日本:284円。

※3 加入光ファイバ(シングルスター方式)の2020年度の接続料は、NTT東日本:2,244円、NTT西日本:2,361円。

※4 報酬等を含む。

○ 2020年12月末時点におけるフレキシブルファイバの提供回線数は と増加傾向。



○ フレキシブルファイバの回線数における卸先事業者別の割合は、
している。

審査結果

(加入光ファイバに係る接続メニューの追加等について)

電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。）、第一種指定電気通信設備接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号。以下「接続料規則」という。）及び電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年 1 月 6 日総務省訓令第 75 号。以下「審査基準」という。）の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、認可することが適当と認められる。

審査事項	審査結果	事由
1 施行規則第 23 条の 4 第 1 項で定める箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ア）	—	変更事項なし
2 接続料規則第 4 条で定める機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)イ）	適	接続料は、接続料規則第 4 条に規定する機能ごとに定められており、かつ、機能ごとの接続料は適正かつ明確に定められていると認められる。
3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ウ）	—	変更事項なし
4 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)エ）	—	変更事項なし
5 施行規則第 23 条の 4 第 2 項で定める事項が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)オ）	適	<p>【施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 1 号に係る事項】 他事業者が接続の請求を行い、当該請求への回答を受ける手続等が適正かつ明確に定められていると認められる。</p> <p>【施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 1 号の 2 から第 3 号までに係る事項】 変更事項なし</p> <p>【施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 4 号に係る事項】 他事業者が負担すべき工事費、手続費等について、接続料規則第 3 章から第 5 章までに規定する算定方法に準じて計算されており、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当な金額が適正かつ明確に定められていると認められる。</p> <p>【施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 5 号及び第 6 号に係る事項】 変更事項なし</p> <p>【施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 7 号に係る事項】 他事業者が接続に関して行う請求及び東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が当該請求に対して行う回答において用</p>

		<p>いるべき様式が適正かつ明確に定められていると認められる。</p> <p>【施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 8 号から第 12 号までに係る事項】 変更事項なし</p>
6 接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価に利潤を加えた金額に照らし公正妥当なものであること。(審査基準第 15 条(2))	適	<p>本件申請中の料金表に定める接続料は、接続料規則第 3 章から第 6 章までの規定に基づいて算定された原価・利潤に照らし、公正妥当なものと認められる。</p>
7 接続の条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。(審査基準第 15 条(3))	適	<p>自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものとする旨の記載は認められない。</p>
8 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。(審査基準第 15 条(4))	適	<p>特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをする旨の記載は認められない。</p>

接続約款変更認可申請書

東相制第 21-00009 号
2021 年 5 月 24 日総務大臣
武田 良太 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくくにしんじゅくさんちょうめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目 19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしがいしゃ

東日本電信電話株式会社

いのうえ ふくぞう
代表取締役社長 井上 福造

登録年月日及び登録番号

平成 16 年 4 月 1 日 第 233 号

電気通信事業法第 33 条第 2 項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、速やかに実施します。
------	--------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。

用語	意味
1～90 (略)	(略)
90 光信号端末回線	光信号の伝送に係る端末回線（光局外スプリッタ（通信用建物等（通信用建物及びその通信用建物から工事可能な最も近い当社の指定するマンホール等までの間の管路若しくはとう道を含みます。以下同じとします。）以外に設置される光信号の多重分離を行う装置をいいます。以下同じとします。）を含むものと含まないものがあります。その区間において伝送装置及びその付属設備を設置しないものに限りません。また、当社による光信号の伝送に係る端末回線の提供が困難なエリア等において、他事業者の個別要望により他事業者の個別の費用負担で当社の光信号の伝送に係る端末回線を延長し、その延長された区間の端末回線を用いて当社が卸電気通信役務を提供する場合における当該卸電気通信役務の提供に用いられる光信号の伝送に係る端末回線を除きます。）

(事前照会)

第10条の2 (略)

2 前項の請求により当社が提供する情報は、次の各号のうち接続申込者が事前照会申込書に指定する事項とします。

(1)～(7) (略)

(8) 接続申込者が指定する利用区間、利用芯線数及び接続開始希望時期に係る光信号端末回線（既に設置された当社の光屋内配線を光信号端末回線と一体として利用すること又は光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するもの）に限ります。以下、第34条の4（光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第11項から第13項及び第34条の12（既に設置された当社の光屋内配線に係る精算）において同じとします。）を新たに設置して利用することを要望される場合には、その光屋内配線を含みます。以下この条、第34条の4、第99条の6及び

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。

用語	意味
1～90 (略)	(略)
90 光信号端末回線	光信号の伝送に係る端末回線（光局外スプリッタ（通信用建物等（通信用建物及びその通信用建物から工事可能な最も近い当社の指定するマンホール等までの間の管路若しくはとう道を含みます。以下同じとします。）以外に設置される光信号の多重分離を行う装置をいいます。以下同じとします。）を含むものと含まないものがあります。その区間において伝送装置及びその付属設備を設置しないものに限りません。また、当社による光信号の伝送に係る端末回線の提供が困難なエリア等において、他事業者の個別要望により他事業者の個別の費用負担で当社の光信号の伝送に係る端末回線を延長し、その延長された区間の端末回線を用いて当社が卸電気通信役務を提供する場合における当該卸電気通信役務の提供に用いられる光信号の伝送に係る端末回線を除きます。）であって、一戸建ての建物等において接続申込者が指定する場所、それ以外の建物において当社が設置する光成端盤又は電柱等において当社若しくは他事業者が設置する端子函に終端するもの
90-2 特定光信号端末回線	光信号の伝送に係る端末回線（光信号端末回線（光信号主端末回線及び光信号分岐端末回線を除きます。）と組み合わせて利用するために、接続申込者の個別要望により接続申込者の個別の費用負担で当社が敷設する光ファイバケーブルに収容されるもの）に限ります。）であって、電柱等において当社が設置する端子函を利用区間の始点とし、光信号端末回線の提供可能エリア内であって、光信号端末回線の終端する場所を除いた場所を利用区間の終点とするもの

(事前照会)

第10条の2 (略)

2 前項の請求により当社が提供する情報は、次の各号のうち接続申込者が事前照会申込書に指定する事項とします。

(1)～(7) (略)

(8) 接続申込者が指定する利用区間、利用芯線数及び接続開始希望時期に係る光信号端末回線（既に設置された当社の光屋内配線を光信号端末回線と一体として利用すること又は光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するもの）に限ります。以下、第34条の4（光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第11項から第13項及び第34条の12（既に設置された当社の光屋内配線に係る精算）において同じとします。）を新たに設置して利用することを要望される場合には、その光屋内配線を含みます。以下この条、第34条

第99条の7において同じとします。)の提供可能時期(接続申込者と利用者の建物の管理者との光信号端末回線の入線等に係る調整(光信号端末回線を設置するために当社がその建物に入館する際の調整を含みます。以下同じとします。)が十分でない場合には提供できないこと又はその時期に提供できないことがあります。)及び伝送損失(計算による値となります。)

(準用)

第11条の2 前条第4項の規定は、第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第1項、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第1項又は第34条の7(特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第1項の場合に準用します。

第6節の2 当社の光回線設備との接続に関する手続き
(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)

第34条の4

1～3 (略)

4 第2項の場合において、当社が接続する光信号端末回線を特定して提供可能時期を回答したときは、当社は、接続開始時期までに、その光信号端末回線に係る情報(加入者光主配線盤設置フロア、光成端盤設置フロア、コネクタ(通信用建物又は利用者の建物に設置されるものとします。)種別、ファイバ種別及び伝送損失(計算による値となります。))を含みます。以下次項において同じとします。)を提供するものとします。

5 当社が、第2項において、接続する光信号端末回線を特定しないで提供可能時期を回答した場合には、当社は、接続申込者が指定した利用区間に係る光信号端末回線を特定することが可能となった後、遅滞なく、接続申込者に対し、その光信号端末回線を利用可能とするための当社の準備が整う時期に係る情報を通知するものとします。この場合において、当社はその光信号端末回線に係る情報を接続開始時期までに提供するものとします。

6 接続申込者は、第2項に規定する回答を当社が行った日(第2項において、接続する光信号端末回線を特定しないで提供可能時期を回答した場合には、前項に規定する通知を当社が行った日とします。)から3ヶ月が経過する日(以下この項において「工事日指定期日」といいます。)までに、当社に対し、その光信号端末回線の工事日を指定することを要します(第1項の規定に基づき、当社が、光信号端末回線の仮予約工事日を接続申込者が指定した工事日として取り扱った場合を除きます。)。この場合において、接続申込者が工事日指定期日までに工事日の指定を行わないときは、第2項に規定する回答及び承諾は効力を失い、当社は、工事日指定期日をもって、接続申込者が第1項に規定する申込みを撤回したものとみなします。

ただし、接続申込者が、工事日指定期日までに、当社に対し、工事日指定期日を延伸したい旨を申し出た場合であって、その事情を当社が認めるときは、この限りではありません。

7～8 (略)

9 接続申込者は、第1項の申込みの到達した日から6ヶ月が経過する日と提供可能時期(光信号端末回線においては、第2項に規定する提供可能時期(接続する光信号端末回線を特定しないで提供可能時期を回答した場合は第5項に規定する当社の準備が整う時期とします。))をいい、光信号局内伝送路においては、第7項に規定する光信号局内伝送路により接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から1ヶ月半が経過する日又は当社が提供可能時期を回答する場合にはその時期をいいます。)から3ヶ月(当社の責めに帰すべき事由による期間は除きます。)が経過する日とのいずれか遅い日(以下この条において「接続開始期日」といいます。)までに接続を開始することを要します。接続申込者が接続開始期日までに接続を開始しないときは、第2項及び第7項に規定する回答及び承諾は効力を失い、当社は、接続開始期日をもって接続申込

の4、第99条の6及び第99条の7において同じとします。)の提供可能時期(接続申込者と利用者の建物の管理者との光信号端末回線の入線等に係る調整(光信号端末回線を設置するために当社がその建物に入館する際の調整を含みます。以下同じとします。)が十分でない場合には提供できないこと又はその時期に提供できないことがあります。)及び伝送損失(計算による値となります。)

(準用)

第11条の2 前条第4項の規定は、第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第1項、第34条の4(光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第1項又は第34条の7(特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第1項の場合に準用します。

第6節の2 当社の光回線設備等との接続に関する手続き

(光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)

第34条の4

1～3 (略)

4 第2項又は第17項の場合において、当社が接続する光信号端末回線(特定光信号端末回線を含みます。以下この項から第6項及び第9項において同じとします。)を特定して提供可能時期を回答したときは、当社は、接続開始時期までに、その光信号端末回線に係る情報(加入者光主配線盤設置フロア、光成端盤設置フロア、コネクタ(通信用建物又は利用者の建物に設置されるものとします。)種別、ファイバ種別及び伝送損失(計算による値となります。))を含みます。以下次項において同じとします。)を提供するものとします。

5 当社が、第2項又は第17項において、接続する光信号端末回線を特定しないで提供可能時期を回答した場合には、当社は、接続申込者が指定した利用区間に係る光信号端末回線を特定することが可能となった後、遅滞なく、接続申込者に対し、その光信号端末回線を利用可能とするための当社の準備が整う時期に係る情報を通知するものとします。この場合において、当社はその光信号端末回線に係る情報を接続開始時期までに提供するものとします。

6 接続申込者は、第2項に規定する回答又は第17項に規定する通知を当社が行った日(第2項又は第17項において、接続する光信号端末回線を特定しないで提供可能時期を回答した場合には、前項に規定する通知を当社が行った日とします。)から3ヶ月が経過する日(以下この項において「工事日指定期日」といいます。)までに、当社に対し、その光信号端末回線の工事日を指定することを要します(第1項の規定に基づき、当社が、光信号端末回線の仮予約工事日を接続申込者が指定した工事日として取り扱った場合を除きます。)。この場合において、接続申込者が工事日指定期日までに工事日の指定を行わないときは、第2項又は第16項及び第17項に規定する回答及び承諾は効力を失い、当社は、工事日指定期日をもって、接続申込者が第1項に規定する申込みを撤回したものとみなします。

ただし、接続申込者が、工事日指定期日までに、当社に対し、工事日指定期日を延伸したい旨を申し出た場合であって、その事情を当社が認めるときは、この限りではありません。

7～8 (略)

9 接続申込者は、第1項又は第17項の申込みの到達した日から6ヶ月が経過する日と提供可能時期(光信号端末回線においては、第2項又は第17項に規定する提供可能時期(接続する光信号端末回線を特定しないで提供可能時期を回答した場合は第5項に規定する当社の準備が整う時期とします。))をいい、光信号局内伝送路においては、第7項に規定する光信号局内伝送路により接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から1ヶ月半が経過する日又は当社が提供可能時期を回答する場合にはその時期をいいます。)から3ヶ月(当社の責めに帰すべき事由による期間は除きます。)が経過する日とのいずれか遅い日(以下この条において「接続開始期日」といいます。)までに接続を開始することを要します。接続申込者が接続開始期日までに接続を開始しないときは、第2項、第7項又は第16項及び第17項に規定する回答及び承諾は効力を失

者が第1項に規定する申込みを撤回したものとみなします。

ただし、接続申込者が、接続開始期日までに、当社に対し、接続開始期日を延伸したい旨を申し出た場合であって、その事情を当社が認めたときは、この限りではありません。

10 前項ただし書きの場合において、当社は、接続申込者が、延伸前の接続開始期日からその接続を開始する日の前日までの間、その接続申込者が行った第1項に規定する申込みに係る機能を利用したものとみなします。

11～15 (略)

(光回線設備の非現用芯線がない場合の立入り)

第34条の5 当社が第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第4項第1号又は第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第8項において読み替えて適用される第34条の2第4項第1号の通知をしたときは、その通知を受け取った接続申込者又はその接続申込者が指定した者は、通知の内容を確認するため、その通知に係る当社の光主配線盤を設置している通信用建物に立ち入ることができます。この場合において、立入者の数は、その目的に必要な範囲内に限るものとします。

い、当社は、接続開始期日をもって接続申込者が第1項又は第17項に規定する申込みを撤回したものとみなします。

ただし、接続申込者が、接続開始期日までに、当社に対し、接続開始期日を延伸したい旨を申し出た場合であって、その事情を当社が認めたときは、この限りではありません。

10 前項ただし書きの場合において、当社は、接続申込者が、延伸前の接続開始期日からその接続を開始する日の前日までの間、その接続申込者が行った第1項又は第17項に規定する申込みに係る機能を利用したものとみなします。

11～15 (略)

16 接続申込者は、当社の特定光信号端末回線と接続しようとするときは、当社に対し、特定光信号端末回線線路設備調査申込書により、特定光信号端末回線についての調査の申込みを行うことを要します。この場合において、当社は、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情がない限り、申込みの到達した日から1か月以内に、接続申込者が指定した利用区間に係る特定光信号端末回線の概算提供可能時期等を特定光信号端末回線線路設備調査回答書により、回答します。なお、接続申込者は、この申込みに先立って第11条(事前調査の申込み)を行っている必要はありません。

17 接続申込者は、前項に規定する回答を当社が行った日から1ヶ月以内に、当社に対し、特定光信号端末回線との接続の申込みを行うことを要します。この場合において、接続申込者は、その特定光信号端末回線と組み合わせて利用する光信号端末回線の接続申込みを併せて行うこと及び事前に特定光信号端末回線の敷設に係る調整を行うことを要します。当社は、第22条(接続申込みの承諾)第1項各号の場合を除き、受け付けをもって特定光信号端末回線に係る接続の申込みの承諾とし、特別な工事が必要となる場合、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情がない限り、接続の申込みの承諾を行った日から2ヶ月以内に提供可能時期を通知します。

18 当社は、前項の場合において、提供可能時期までに提供できないとき又は提供できないときは理由を接続申込者に通知します。

19 特定光信号端末回線を敷設するために他人の土地及びこれに定着する建物その他の工作物(以下「土地等」といいます。)を利用している場合において、当社が、その他人からその特定光信号端末回線を撤去するよう求められたときは、協定事業者と協議の上、撤去の必要がある場合は、その特定光信号端末回線を撤去するものとします(その撤去により生じた損害について、当社はその協定事業者に対する責任を負わないものとします。)

20 協定事業者が特定光信号端末回線又は特定光信号端末回線との接続の申込みと併せて接続の申込みを行った光信号端末回線との接続を終了する申込みを行った場合、接続を終了する申込みがあった回線との接続を終了するとともに、その回線と併せて接続の申込みを行った回線との接続についても終了する申込みがあったものとみなします。なお、当社は特定光信号端末回線との接続を終了する申込みがあった場合(接続を終了する申込みがあったものとみなす場合を含みます。)であって、その特定光信号端末回線が収容される光ファイバケーブルにおいて他の特定光信号端末回線が現用に供されていないときは、第36条の2(協定事業者の申込みによる個別管理対象設備の利用中止等)第1項に規定する申込みがあったものとみなします。

(光回線設備の非現用芯線がない場合の立入り)

第34条の5 当社が第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第4項第1号又は第34条の4(光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第8項において読み替えて適用される第34条の2第4項第1号の通知をしたときは、その通知を受け取った接続申込者又はその接続申込者が指定した者は、通知の内容を確認するため、その通知に係る当社の光主配線盤を設置している通信用建物に立ち入ることができます。この場合において、立入者の数は、その目的に必要な範囲内に限るものとします。

(光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み)

第34条の10

1～2 (略)

3 接続申込者は、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)の規定により、光信号端末回線との接続の申込みを行う際に、テープ分散による接続を要望することができます。この場合において接続申込者は、次の各号に規定する調査のいずれかを併せて申込むものとします。

- (1) 接続申込みにより指定する光配線盤に終端する1の光信号端末回線について、その光配線盤に終端し現に利用している1の光信号端末回線(接続申込みにより指定する光信号端末回線が光局外スプリッタを含むものである場合は、光局外スプリッタを含まないものに限り、)とのテープ分散による接続の可否
- (2) 接続申込みにより指定する同一の光配線盤に終端する2の光信号端末回線のテープ分散による接続の可否

(複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い)

第34条の13 接続申込者は、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)の規定に基づき、当社の光信号主端末回線と接続しようとする場合は、当社が別に定める通信用建物に收容する光信号主端末回線に限り、複数年段階料金(平成24年3月29日付け情報通信行政・郵政行政審議会答申(情郵審第33号)に基づき、接続開始後1年間の接続料を低減させ、当該低減額及び当該低減額に係る利息を接続開始後3年目の接続料に加算する方法により算定した光信号主端末回線の料金のことをいいます。以下、同じとします。)の適用を選択することができます。

(準用)

第39条 前条第3項の規定は、第10条の2(事前照会)第3項、第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第5項、第10条の13(電柱添架の申込み)第2項、第13条(事前調査の回答)第1項、第3項若しくは第4項、第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項若しくは第3項、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第2項、第3項若しくは第7項、第34条の7(特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項若しくは第3項、第34条の10(光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み)第8項、第36条の3(個別管理対象設備の除却又は転用)第3項、第95条の4(接続に必要な装置等の設置に係る標準的期間)第1項、第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)又は第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)の場合に準用します。

(定額制の網使用料の支払義務)

第64条 協定事業者は、次の各号の規定に従い、料金表第1表第1(網使用料)に規定する網使用料のうち月額で定める料金(以下「定額制の網使用料」といいます。)を支払うことを要します。

(1) (略)

(2) 料金表第1表第1(網使用料)に規定する端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、通信路設定伝送機能等(2-1-2第2欄に規定する加算額を除きます。以下この項において同じとします。)又は波長多重機能については、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第10項の規定により利用したもののみならず期間を除き、専用サービス契約約款中最低利用期間の規定(同規定中「専用契約の解除」とあるのは「専用契約の解除若しくは接続専用回線の接続休止」と読み替えるものとし、他社料金設定回線に係る規定を除きます。)を準用します。この場合において、端末回線伝送機能(2-1-1-1第2欄ウ欄、第6欄及び第9欄に係るもの

(光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み)

第34条の10

1～2 (略)

3 接続申込者は、第34条の4(光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)の規定により、光信号端末回線との接続の申込みを行う際に、テープ分散による接続を要望(することができます。この場合において接続申込者は、次の各号に規定する調査のいずれかを併せて申込むものとします。

- (1) 接続申込みにより指定する光配線盤に終端する1の光信号端末回線について、その光配線盤に終端し現に利用している1の光信号端末回線(接続申込みにより指定する光信号端末回線が光局外スプリッタを含むものである場合は、光局外スプリッタを含まないものに限り、)とのテープ分散による接続の可否
- (2) 接続申込みにより指定する同一の光配線盤に終端する2の光信号端末回線のテープ分散による接続の可否

(複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い)

第34条の13 接続申込者は、第34条の4(光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)の規定に基づき、当社の光信号主端末回線と接続しようとする場合は、当社が別に定める通信用建物に收容する光信号主端末回線に限り、複数年段階料金(平成24年3月29日付け情報通信行政・郵政行政審議会答申(情郵審第33号)に基づき、接続開始後1年間の接続料を低減させ、当該低減額及び当該低減額に係る利息を接続開始後3年目の接続料に加算する方法により算定した光信号主端末回線の料金のことをいいます。以下、同じとします。)の適用を選択することができます。

(準用)

第39条 前条第3項の規定は、第10条の2(事前照会)第3項、第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第5項、第10条の13(電柱添架の申込み)第2項、第13条(事前調査の回答)第1項、第3項若しくは第4項、第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項若しくは第3項、第34条の4(光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第2項、第3項、第7項、第16項若しくは第17項、第34条の7(特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項若しくは第3項、第34条の10(光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み)第8項、第36条の3(個別管理対象設備の除却又は転用)第3項、第95条の4(接続に必要な装置等の設置に係る標準的期間)第1項、第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)又は第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)の場合に準用します。

(定額制の網使用料の支払義務)

第64条 協定事業者は、次の各号の規定に従い、料金表第1表第1(網使用料)に規定する網使用料のうち月額で定める料金(以下「定額制の網使用料」といいます。)を支払うことを要します。

(1) (略)

(2) 料金表第1表第1(網使用料)に規定する端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、通信路設定伝送機能等(2-1-2第2欄に規定する加算額を除きます。以下この項において同じとします。)又は波長多重機能については、第34条の4(光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第10項の規定により利用したもののみならず期間を除き、専用サービス契約約款中最低利用期間の規定(同規定中「専用契約の解除」とあるのは「専用契約の解除若しくは接続専用回線の接続休止」と読み替えるものとし、他社料金設定回線に係る規定を除きます。)を準用します。この場合において、端末回線伝送機能(2-1-1-1第2欄ウ欄、第6欄及び

に限ります。)、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、光信号中継伝送機能、イーサネットフレーム伝送機能、光信号局内伝送機能又は波長多重機能は、専用サービス契約約款に規定する高速デジタル伝送サービスの場合の規定に準ずるものとします。

- (3) 端末回線伝送機能 2-1-1-1 第 2 欄ウ欄若しくは第 4 欄若しくは第 4-2 欄若しくは第 5 欄若しくは第 7 欄、ISM 折返し機能、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、光信号分岐端末回線管理機能、DSL 回線管理機能、DSL 回線故障対応機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能、光信号局内回線管理機能、IP 通信網回線管理機能、波長多重機能、下部端末回線管理機能、一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能、一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能又は特別収容局ルータ接続ルーティング伝送機能の場合

当該機能の利用を開始した日(端末回線伝送機能 2-1-1-1 第 2 欄ウ欄又は光信号電気信号変換機能については、第 28 条(完成通知)に規定する完成通知に記載した期日とします。)から起算して協定の解除若しくは消滅又は接続の変更により当社の指定電気通信設備との接続を終了した日の前日までの期間(当該機能の利用を開始した日と接続を終了した日が同一である場合は 1 日とします。)

2~3 (略)

- 4 協定事業者は、第 34 条の 4 (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) 第 15 項に規定する収容に変更した場合は、当社が同条第 14 項に規定する収容を行っていないことにより生じた光信号主端末回線等の網使用料の支払いを要しません。

(網改造料の支払義務)

第 66 条 協定事業者は、次の各号に規定する期日を含む月から、当該機能に係る電気通信設備が撤去される期日を含む月までの期間(次の各号に規定する期日を含む月と撤去される期日を含む月が同一である場合は 1 月間とします。)に係る料金表第 1 表第 2 (網改造料) 2-1 に規定する網改造料の支払いを要します。

- (1) 接続用設備又は接続用ソフトウェアについては、第 28 条(完成通知)又は第 34 条(準用)に規定する完成通知に記載した期日(網改造料を按分して負担するときは、負担額を通知する書面に記載した期日とします。)
- (2) 接続料金のうち、網使用料及び前号に規定する網改造料以外のものについては、その機能の利用を許諾する書面に記載した期日

2 (略)

- 3 第 36 条又は第 36 条の 2 (協定事業者の申込みによる個別管理対象設備の利用中止等) 第 1 項の規定に基づき、当社又は協定事業者が個別管理対象設備を更改又は利用中止したときは、次項に規定する場合を除き、協定事業者は、料金表第 1 表第 2 (網改造料) 2 (料金額) 2-1 の 2 に規定する網改造料の支払いを要します。

(手続費の支払義務)

第 68 条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第 2 表第 2 (手続費) に規定する手続費の支払いを要します。

(1)~(28) (略)

- (29) 当社が、第 34 条の 4 (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) 第 2 項に規定する回答を行うための現地調査若しくは光信号端末回線の接続に係る工事又は端末回線伝送機能(2-1-1-1 第 3 欄ウ欄又はエ欄に限ります。)に係る回線の提供可否を当社が回答するための現地調査若しくは端末回線伝送機能(2-1-1-1 第 3 欄ア欄(通信路設定伝送機能のうち高速デジタル伝送に係るものであって 128Kbit/s の符号伝送が可能なエコノミークラスのもの)と組み合わせて提供するものに限ります。)

び第 9 欄に係るものに限ります。)、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、光信号中継伝送機能、イーサネットフレーム伝送機能、光信号局内伝送機能又は波長多重機能は、専用サービス契約約款に規定する高速デジタル伝送サービスの場合の規定に準ずるものとします。

- (3) 端末回線伝送機能 2-1-1-1 第 2 欄ウ欄若しくは第 4 欄若しくは第 4-2 欄若しくは第 5 欄若しくは第 7 欄、ISM 折返し機能、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、光信号分岐端末回線管理機能、DSL 回線管理機能、DSL 回線故障対応機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能、光信号局内回線管理機能、IP 通信網回線管理機能、波長多重機能、下部端末回線管理機能、一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能又は特定光信号端末回線管理機能の場合

当該機能の利用を開始した日(端末回線伝送機能 2-1-1-1 第 2 欄ウ欄又は光信号電気信号変換機能については、第 28 条(完成通知)に規定する完成通知に記載した期日とします。)から起算して協定の解除若しくは消滅又は接続の変更により当社の指定電気通信設備との接続を終了した日の前日までの期間(当該機能の利用を開始した日と接続を終了した日が同一である場合は 1 日とします。)

2~3 (略)

- 4 協定事業者は、第 34 条の 4 (光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) 第 15 項に規定する収容に変更した場合は、当社が同条第 14 項に規定する収容を行っていないことにより生じた光信号主端末回線等の網使用料の支払いを要しません。

(網改造料の支払義務)

第 66 条 協定事業者は、次の各号に規定する期日を含む月から、当該機能に係る電気通信設備が撤去される期日を含む月までの期間(次の各号に規定する期日を含む月と撤去される期日を含む月が同一である場合は 1 月間とします。)に係る料金表第 1 表第 2 (網改造料) 2-1 に規定する網改造料の支払いを要します。

- (1) 次号に規定するものを除く接続用設備又は接続用ソフトウェアについては、第 28 条(完成通知)又は第 34 条(準用)に規定する完成通知に記載した期日(網改造料を按分して負担するときは、負担額を通知する書面に記載した期日とします。)
- (2) 料金表第 1 表第 2 (網改造料) 1-1 表第 70 欄の特定光信号端末回線伝送機能に係る個別管理対象設備については、特定光信号端末回線との接続を開始した期日
- (3) 接続料金のうち、網使用料及び前 2 号に規定する網改造料以外のものについては、その機能の利用を許諾する書面に記載した期日

2 (略)

- 3 第 34 条の 4 (光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) 第 19 項、第 36 条又は第 36 条の 2 (協定事業者の申込みによる個別管理対象設備の利用中止等) 第 1 項の規定に基づき、当社又は協定事業者が個別管理対象設備を更改又は利用中止したときは、次項に規定する場合を除き、協定事業者は、料金表第 1 表第 2 (網改造料) 2 (料金額) 2-1 の 2 に規定する網改造料の支払いを要します。

(手続費の支払義務)

第 68 条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第 2 表第 2 (手続費) に規定する手続費の支払いを要します。

(1)~(28) (略)

- (29) 当社が、第 34 条の 4 (光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) 第 2 項に規定する回答を行うための現地調査若しくは光信号端末回線の接続に係る工事又は端末回線伝送機能(2-1-1-1 第 3 欄ウ欄又はエ欄に限ります。)に係る回線の提供可否を当社が回答するための現地調査若しくは端末回線伝送機能(2-1-1-1 第 3 欄ア欄(通信路設定伝送機能のうち高速デジタル伝送に係るものであって 128Kbit/s の符号伝送が可能なエコノミークラスのもの)と組み合わせて提供す

ウ欄、エ欄又は第4欄(7)欄に限り、)を提供する回線の接続に係る工事(以下「接続工事等」といいます。)を行う場合に、協定事業者が指定した時刻(当社が承諾したものに限り、以下「指定時刻」といいます。)に接続工事等を行う場所に到着したとき。

(30)～(35) (略)

(一般光信号中継回線、光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続の手續きに係る違約金)

第78条の2 (略)

2 接続申込者が、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第1項に規定する光信号端末回線との接続の申込みが当社に到達した日からその接続を開始するまでの間に、その接続の申込みを撤回したとき(当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、申込みの一部を撤回した場合及び同条第6項又は第9項の規定により申込みを撤回したものとみなした場合を含みます。)は、接続申込者は当社に対して、別表4第2(光信号端末回線の接続の手續きに係る違約金)に規定する額(撤回された部分の申込みに係るものに限り、)に消費税相当額を加算した額を違約金として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。

3 接続申込者が、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第1項に規定する光信号局内伝送路との接続の申込みを行った場合において、同条第7項に規定する光信号局内伝送路により接続を希望する区間の両端の設備が確定した日からその接続を開始するまでの間に、その接続の申込みを撤回したとき(当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、申込みの一部を撤回した場合及び同条第9項の規定により申込みを撤回したものとみなした場合を含みます。)は、接続申込者は当社に対して、別表4第3(光信号局内伝送路の接続の手續きに係る違約金)に規定する額(撤回された部分の申込みに係るものに限り、)に消費税相当額を加算した額を違約金として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。

料金表

- 第1表 接続料金
- 第1 網使用料
- 1 適用

区 分	内 容
(1)～(22) (略)	(略)

るものに限り、) 、ウ欄、エ欄又は第4欄(7)欄に限り、)を提供する回線の接続に係る工事(以下「接続工事等」といいます。)を行う場合に、協定事業者が指定した時刻(当社が承諾したものに限り、以下「指定時刻」といいます。)に接続工事等を行う場所に到着したとき。

(30)～(35) (略)

(36) 接続申込者が、第34条の4(光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第16項に規定する特定光信号端末回線に関する調査の回答を受けたとき

(一般光信号中継回線、光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続の手續きに係る違約金)

第78条の2 (略)

2 接続申込者が、第34条の4(光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第1項に規定する光信号端末回線との接続の申込みが当社に到達した日からその接続を開始するまでの間に、その接続の申込みを撤回したとき(当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、申込みの一部を撤回した場合及び同条第6項又は第9項の規定により申込みを撤回したものとみなした場合を含みます。)は、接続申込者は当社に対して、別表4第2(光信号端末回線の接続の手續きに係る違約金)に規定する額(撤回された部分の申込みに係るものに限り、)に消費税相当額を加算した額を違約金として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。

3 接続申込者が、第34条の4(光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第1項に規定する光信号局内伝送路との接続の申込みを行った場合において、同条第7項に規定する光信号局内伝送路により接続を希望する区間の両端の設備が確定した日からその接続を開始するまでの間に、その接続の申込みを撤回したとき(当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、申込みの一部を撤回した場合及び同条第9項の規定により申込みを撤回したものとみなした場合を含みます。)は、接続申込者は当社に対して、別表4第3(光信号局内伝送路の接続の手續きに係る違約金)に規定する額(撤回された部分の申込みに係るものに限り、)に消費税相当額を加算した額を違約金として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。

4 接続申込者が、第34条の4(光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第16項に規定する特定光信号端末回線についての調査の申込みが当社に到達した日から当社が回答するまでの間に、その調査の申込みを撤回したとき又は同条第17項に規定する特定光信号端末回線との接続の申込みが当社に到達した日からその接続を開始するまでの間に、その接続の申込みを撤回したとき(当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、申込みの一部を撤回した場合及び同条第6項又は第9項の規定により申込みを撤回したものとみなした場合を含みます。)は、接続申込者は当社に対して、その申込みの撤回により新たに発生する費用及びそれまでに既に発生した費用に消費税相当額を加算した額を違約金として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。

料金表

- 第1表 接続料金
- 第1 網使用料
- 1 適用

区 分	内 容
(1)～(22) (略)	(略)

(23) DSL回線管理機能、下部端末回線管理機能、末端回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能若しくは光信号局内回線管理機能、光信号分岐端末回線管理機能又はIP通信網回線管理機能に係る料金については、協定事業者が、それぞれ2（料金額）2-1-1-1第4欄、第4-2欄、第5欄、第6欄ア欄若しくは2-5-3若しくは2-11第19欄、2-1-1-2第2欄ア欄又は2-11第23欄若しくは第24欄に規定する機能を利用する場合に適用します	DSL回線管理機能、下部端末回線管理機能、末端回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能若しくは光信号局内回線管理機能、光信号分岐端末回線管理機能又はIP通信網回線管理機能に係る料金の適用
--	---

(23) DSL回線管理機能、下部端末回線管理機能、末端回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能若しくは光信号局内回線管理機能、光信号分岐端末回線管理機能、IP通信網回線管理機能又は特定光信号端末回線管理機能に係る料金については、協定事業者が、それぞれ2（料金額）2-1-1-1第4欄、第4-2欄、第5欄、第6欄ア欄若しくは2-5-3若しくは2-11第19欄、2-1-1-2第2欄ア欄、2-11第23欄又は第1表（接続料金）第2（網改造料）1（適用）1-1（網改造料の対象となる機能）第70欄に規定する機能を利用する場合に適用します。	DSL回線管理機能、下部端末回線管理機能、末端回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能若しくは光信号局内回線管理機能、光信号分岐端末回線管理機能、IP通信網回線管理機能又は特定光信号端末回線管理機能に係る料金の適用
---	---

2 料金額
2-1-1 その他の機能

区分	単位	料金額	備考
(1)～(25) (略)	(略)		

2 料金額
2-1-1 その他の機能

区分	単位	料金額	備考
(1)～(25) (略)			
(26) 特定光信号端末回線管理機能	1回線ごとに	339円	

第2 網改造料
1 適用

区分	内容
(1)～(6) (略)	(略)

第2 網改造料
1 適用

区分	内容
(1)～(6) (略)	(略)
(7) 特定光信号端末回線伝送機能の適用	<p>特定光信号端末回線伝送機能に係る料金額の算定に関して、第1表（接続料金）第2（網改造料）2（料金額）2-1（算出式）における設備管理運営費工(I)の規定における工事費（物品費＋取付費）については、当該機能の提供のために必要となる物品費、人件費等の費用をもとに算定される実費とします。</p> <p>また、協定事業者が特定光信号端末回線伝送機能を利用するときであって、当社の既に設置されている管路又は電柱を利用する場合は、以下に規定する料金の支払いを要します。</p> <p>ア 管路に係る負担額</p> <p>第3表（預かり保守等契約等に基づく負担額）第2（とう道又は管路に係る負担額）2（とう道又は管路に係る料金額）2-2（管路に係る料金額）の料金額を準用することとします。この場合において、第3表第2の規定中「預かり保守等契約又はコロケーション・スペース利用契約」とあるのは「特定光信号端末回線伝送機能の利用」と読み替えるものとします。</p> <p>イ 電柱に係る負担額</p> <p>第3表（預かり保守等契約等に基づく負担額）第3（電柱に係る負担額）の負担額を準用した年額料金の12分の1とします。</p>

1-1 網改造料の対象となる機能

1-1 網改造料の対象となる機能

区 分		備 考
(1)～(69) (略)	(略)	(略)

2 料金額

2-1の2 個別管理対象設備を更改又は利用中止する場合の料金額

第36条（当社が行う電気通信設備又はソフトウェアの更改）又は第36条の2（協定事業者の申込みによる個別管理対象設備の利用中止等）第1項の規定に基づき、当社又は協定事業者が個別管理対象設備を更改又は利用中止する場合は、それぞれ次の算出式により協定事業者が負担する料金額を算定します。この場合において、貸倒率については、2-3（年額料金の算定に係る比率）によります。

第2表 工事費及び手続費

第2 手続費

2-2 2-1以外の手続費

区 分		単 位	備 考
(1)～(12) (略)	(略)	(略)	(略)

別表3 様式

(略)

様式第7-4（第34条の4第1項関係）

光回線設備接続申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属（法人名等）
氏名

貴社接続約款第34条の4（光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第1項の規定により、光回線設備との接続を申し込みます。

連絡先 (担当者氏名、電話番号)	
---------------------	--

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 光信号端末回線の接続申込に際しては、別紙1に記載し添付すること。

3 光信号局内伝送路の接続申込に際しては、別紙2に記載し添付すること。

別表4 違約金

区 分		備 考
(1)～(69) (略)	(略)	(略)
(70) 特定光信号端末回線伝送機能	特定光信号端末回線にて伝送を行う機能	_____

2 料金額

2-1の2 個別管理対象設備を更改又は利用中止する場合の料金額

第34条の4（光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第19項、第36条（当社が行う電気通信設備又はソフトウェアの更改）又は第36条の2（協定事業者の申込みによる個別管理対象設備の利用中止等）第1項の規定に基づき、当社又は協定事業者が個別管理対象設備を更改又は利用中止する場合は、それぞれ次の算出式により協定事業者が負担する料金額を算定します。この場合において、貸倒率については、2-3（年額料金の算定に係る比率）によります。

第2表 工事費及び手続費

第2 手続費

2-2 2-1以外の手続費

区 分		単 位	備 考
(1)～(12) (略)	(略)	(略)	(略)
(13) 特定光信号端末回線に係る情報調査費	第34条の4（光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第16項に規定する事項の調査に要する費用	1件ごとに	_____

別表3 様式

(略)

様式第7-4（第34条の4第1項関係）

光回線設備接続申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属（法人名等）
氏名

貴社接続約款第34条の4（光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第1項の規定により、光回線設備との接続を申し込みます。

連絡先 (担当者氏名、電話番号)	
---------------------	--

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 光信号端末回線の接続申込に際しては、別紙1に記載し添付すること。

3 光信号局内伝送路の接続申込に際しては、別紙2に記載し添付すること。

別表4 違約金

(略)

第2 光信号端末回線の接続の手續きに係る違約金

区 分		違約金の額
接続申込者が、第78条の2（一般光信号中継回線、光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続の手續きに係る違約金）第2項に規定する接続の申込みの撤回を行った場合の違約金	(1) 第34条の4（光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第1項に規定する申込みが当社に到達した日から同条第2項に規定する回答（同条第2項において、接続する光信号端末回線を特定しないで提供可能時期を回答した場合には、同条第5項に規定する通知とします。）を当社が行うまでの間に撤回を行った場合	4,359円
	イ 第34条の4第2項に規定する回答を行うための調査において当社が現地調査を行った場合	19,401円

第3 光信号局内伝送路の接続の手續きに係る違約金

区 分		違約金の額
接続申込者が、第78条の2（一般光信号中継回線、光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続の手續きに係る違約金）第3項に規定する接続の申込みの撤回を行った場合の違約金	(1) 第34条の4（光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第7項に規定する光信号局内伝送路により接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から当社が光信号局内伝送路の接続に係る工事に着手するまでの間に撤回を行った場合	4,662円

(略)

第2 光信号端末回線の接続の手續きに係る違約金

区 分		違約金の額
接続申込者が、第78条の2（一般光信号中継回線、光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続の手續きに係る違約金）第2項に規定する接続の申込みの撤回を行った場合の違約金	(1) 第34条の4（光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第1項に規定する申込みが当社に到達した日から同条第2項に規定する回答（同条第2項において、接続する光信号端末回線を特定しないで提供可能時期を回答した場合には、同条第5項に規定する通知とします。）を当社が行うまでの間に撤回を行った場合	4,359円
	イ 第34条の4第2項に規定する回答を行うための調査において当社が現地調査を行った場合	19,401円

第3 光信号局内伝送路の接続の手續きに係る違約金

区 分		違約金の額
接続申込者が、第78条の2（一般光信号中継回線、光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続の手續きに係る違約金）第3項に規定する接続の申込みの撤回を行った場合の違約金	(1) 第34条の4（光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第7項に規定する光信号局内伝送路により接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から当社が光信号局内伝送路の接続に係る工事に着手するまでの間に撤回を行った場合	4,662円

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。

(特定光信号端末回線との接続に係る経過措置)

2 特定光信号端末回線を複数の接続申込者等間で共用する場合の接続料の扱い及び接続の条件については、協定事業者との協議が調い、約款の変更が必要となるときは当社の準備が整い次第、別途約款の変更認可申請を行うこととし、当該申請が認可された後、実施することとします。

3 料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）2-11第26欄について実績値が把握できたときは、当社は、別途約款の変更認可申請を行うこととし、当該申請が認可された後、この改正規定の実施日に遡及して適用します。

網使用料算定根拠 (東日本コストに基づく接続料)

I. 原価の算定及び料金の設定

1. その他の機能

A. 特定光信号端末回線に係る回線管理機能

・特定光信号端末回線管理機能

区分	金額等	備考
①原価 (百万円)	515	令和3年3月22日認可申請の網使用料算定根拠 (東日本コストに基づく接続料) 6. 通信路設定伝送機能(1)の(e)の①専用回線管理運営費
②回線数 (契約)	126,701	令和3年3月22日認可申請の網使用料算定根拠 (東日本コストに基づく接続料) X. 料金設定に使用した回線数の2. 機能別回線数より
③料金 (円/回線・月)	339	①÷②÷12ヶ月

接続約款変更認可申請書

西設相制第 000034 号
2021 年 5 月 24 日

総務大臣
武田 良太 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふおおさかしちゅうおうくぼんぼちょう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町 3 番 15 号

名称及び代表者の氏名

にしにつぼんでんしんでんわかぶしがいしゃ

西日本電信電話株式会社

こばやし みつよし

代表取締役社長 小林 充佳

登録の年月日及び番号

平成 16 年 4 月 1 日 第 234 号

電気通信事業法第 33 条第 2 項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、速やかに実施します。
------	--------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使します。

用語	意味
1～90 (略)	(略)
90 光信号端末回線	光信号の伝送に係る端末回線（光局外スプリッタ（通信用建物等（通信用建物及びその通信用建物から工事可能な最も近い当社の指定するマンホール等までの間の管路若しくはとう道を含みます。以下同じとします。）以外に設置される光信号の多重分離を行う装置をいいます。以下同じとします。）を含むものと含まないものがあります。その区間において伝送装置及びその付属設備を設置しないものに限ります。また、当社による光信号の伝送に係る端末回線の提供が困難なエリア等において、他事業者の個別要望により他事業者の個別の費用負担で当社の光信号の伝送に係る端末回線を延長し、その延長された区間の端末回線を用いて当社が卸電気通信役務を提供する場合における当該卸電気通信役務の提供に用いられる光信号の伝送に係る端末回線を除きます。）

(事前照会)

第10条の2 (略)

2 前項の請求により当社が提供する情報は、次の各号のうち接続申込者が事前照会申込書に指定する事項とします。

(1)～(7) (略)

(8) 接続申込者が指定する利用区間、利用芯線数及び接続開始希望時期に係る光信号端末回線（既に設置された当社の光屋内配線を光信号端末回線と一体として利用すること又は光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。以下、第34条の4（光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第11項から第13項及び第34条の12（既に設置された当社の光屋内配線に係る精算）において同じとします。）を新たに設置して利用することを要望される場合には、その光屋内配線を含みます。以下この条、第34条の4、第99条の6及び

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使します。

用語	意味
1～90 (略)	(略)
90 光信号端末回線	光信号の伝送に係る端末回線（光局外スプリッタ（通信用建物等（通信用建物及びその通信用建物から工事可能な最も近い当社の指定するマンホール等までの間の管路若しくはとう道を含みます。以下同じとします。）以外に設置される光信号の多重分離を行う装置をいいます。以下同じとします。）を含むものと含まないものがあります。その区間において伝送装置及びその付属設備を設置しないものに限ります。また、当社による光信号の伝送に係る端末回線の提供が困難なエリア等において、他事業者の個別要望により他事業者の個別の費用負担で当社の光信号の伝送に係る端末回線を延長し、その延長された区間の端末回線を用いて当社が卸電気通信役務を提供する場合における当該卸電気通信役務の提供に用いられる光信号の伝送に係る端末回線を除きます。）であって、一戸建ての建物等において接続申込者が指定する場所、それ以外の建物において当社が設置する光成端盤又は電柱等において当社若しくは他事業者が設置する端子函に終端するもの
90-2 特定光信号端末回線	光信号の伝送に係る端末回線（光信号端末回線（光信号主端末回線及び光信号分岐端末回線を除きます。）と組み合わせて利用するために、接続申込者の個別要望により接続申込者の個別の費用負担で当社が敷設する光ファイバケーブルに収容されるものに限ります。）であって、電柱等において当社が設置する端子函を利用区間の始点とし、光信号端末回線の提供可能エリア内であって、光信号端末回線の終端する場所を除いた場所を利用区間の終点とするもの

(事前照会)

第10条の2 (略)

2 前項の請求により当社が提供する情報は、次の各号のうち接続申込者が事前照会申込書に指定する事項とします。

(1)～(7) (略)

(8) 接続申込者が指定する利用区間、利用芯線数及び接続開始希望時期に係る光信号端末回線（既に設置された当社の光屋内配線を光信号端末回線と一体として利用すること又は光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。以下、第34条の4（光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第11項から第13項及び第34条の12（既に設置された当社の光屋内配線に係る精算）において同じとします。）を新たに設置して利用することを要望される場合には、その光屋内配線を含みます。以下この条、第34条

第99条の7において同じとします。)の提供可能時期(接続申込者と利用者の建物の管理者との光信号端末回線の入線等に係る調整(光信号端末回線を設置するために当社がその建物に入館する際の調整を含みます。以下同じとします。))が十分でない場合には提供できないこと又はその時期に提供できないことがあります。)及び伝送損失(計算による値となります。)

(準用)

第11条の2 前条第4項の規定は、第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第1項、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第1項又は第34条の7(特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第1項の場合に準用します。

第6節の2 当社の光回線設備との接続に関する手続き
(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)

第34条の4

1～3 (略)

4 第2項の場合において、当社が接続する光信号端末回線を特定して提供可能時期を回答したときは、当社は、接続開始時期までに、その光信号端末回線に係る情報(加入者光主配線盤設置フロア、光成端盤設置フロア、コネクタ(通信用建物又は利用者の建物に設置されるものとします。))種別、ファイバ種別及び伝送損失(計算による値となります。))を含みます。以下次項において同じとします。)を提供するものとします。

5 当社が、第2項において、接続する光信号端末回線を特定しないで提供可能時期を回答した場合には、当社は、接続申込者が指定した利用区間に係る光信号端末回線を特定することが可能となった後、遅滞なく、接続申込者に対し、その光信号端末回線を利用可能とするための当社の準備が整う時期に係る情報を通知するものとします。この場合において、当社はその光信号端末回線に係る情報を接続開始時期までに提供するものとします。

6 接続申込者は、第2項に規定する回答を当社が行った日(第2項において、接続する光信号端末回線を特定しないで提供可能時期を回答した場合には、前項に規定する通知を当社が行った日とします。)から3ヶ月が経過する日(以下この項において「工事日指定期日」といいます。)までに、当社に対し、その光信号端末回線の工事日を指定することを要します(第1項の規定に基づき、当社が、光信号端末回線の仮予約工事日を接続申込者が指定した工事日として取り扱った場合を除きます。)。この場合において、接続申込者が工事日指定期日までに工事日の指定を行わないときは、第2項に規定する回答及び承諾は効力を失い、当社は、工事日指定期日をもって、接続申込者が第1項に規定する申込みを撤回したものとみなします。

ただし、接続申込者が、工事日指定期日までに、当社に対し、工事日指定期日を延伸したい旨を申し出た場合であって、その事情を当社が認めるときは、この限りではありません。

7～8 (略)

9 接続申込者は、第1項の申込みの到達した日から6ヶ月が経過する日と提供可能時期(光信号端末回線においては、第2項に規定する提供可能時期(接続する光信号端末回線を特定しないで提供可能時期を回答した場合は第5項に規定する当社の準備が整う時期とします。))をいい、光信号局内伝送路においては、第7項に規定する光信号局内伝送路により接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から1ヶ月半が経過する日又は当社が提供可能時期を回答する場合にはその時期をいいます。)から3ヶ月(当社の責めに帰すべき事由による期間は除きます。)が経過する日とのいずれか遅い日(以下この条において「接続開始期日」といいます。)までに接続を開始することを要します。接続申込者が接続開始期日までに接続を開始しないときは、第2項及び第7項に規定する回答及び承諾は効力を失い、当社は、接続開始期日をもって接続申込

の4、第99条の6及び第99条の7において同じとします。)の提供可能時期(接続申込者と利用者の建物の管理者との光信号端末回線の入線等に係る調整(光信号端末回線を設置するために当社がその建物に入館する際の調整を含みます。以下同じとします。))が十分でない場合には提供できないこと又はその時期に提供できないことがあります。)及び伝送損失(計算による値となります。)

(準用)

第11条の2 前条第4項の規定は、第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第1項、第34条の4(光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第1項又は第34条の7(特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第1項の場合に準用します。

第6節の2 当社の光回線設備等との接続に関する手続き
(光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)

第34条の4

1～3 (略)

4 第2項又は第17項の場合において、当社が接続する光信号端末回線(特定光信号端末回線を含みます。以下この項から第6項及び第9項において同じとします。))を特定して提供可能時期を回答したときは、当社は、接続開始時期までに、その光信号端末回線に係る情報(加入者光主配線盤設置フロア、光成端盤設置フロア、コネクタ(通信用建物又は利用者の建物に設置されるものとします。))種別、ファイバ種別及び伝送損失(計算による値となります。))を含みます。以下次項において同じとします。)を提供するものとします。

5 当社が、第2項又は第17項において、接続する光信号端末回線を特定しないで提供可能時期を回答した場合には、当社は、接続申込者が指定した利用区間に係る光信号端末回線を特定することが可能となった後、遅滞なく、接続申込者に対し、その光信号端末回線を利用可能とするための当社の準備が整う時期に係る情報を通知するものとします。この場合において、当社はその光信号端末回線に係る情報を接続開始時期までに提供するものとします。

6 接続申込者は、第2項に規定する回答又は第17項に規定する通知を当社が行った日(第2項又は第17項において、接続する光信号端末回線を特定しないで提供可能時期を回答した場合には、前項に規定する通知を当社が行った日とします。)から3ヶ月が経過する日(以下この項において「工事日指定期日」といいます。)までに、当社に対し、その光信号端末回線の工事日を指定することを要します(第1項の規定に基づき、当社が、光信号端末回線の仮予約工事日を接続申込者が指定した工事日として取り扱った場合を除きます。)。この場合において、接続申込者が工事日指定期日までに工事日の指定を行わないときは、第2項又は第16項及び第17項に規定する回答及び承諾は効力を失い、当社は、工事日指定期日をもって、接続申込者が第1項に規定する申込みを撤回したものとみなします。

ただし、接続申込者が、工事日指定期日までに、当社に対し、工事日指定期日を延伸したい旨を申し出た場合であって、その事情を当社が認めるときは、この限りではありません。

7～8 (略)

9 接続申込者は、第1項又は第17項の申込みの到達した日から6ヶ月が経過する日と提供可能時期(光信号端末回線においては、第2項又は第17項に規定する提供可能時期(接続する光信号端末回線を特定しないで提供可能時期を回答した場合は第5項に規定する当社の準備が整う時期とします。))をいい、光信号局内伝送路においては、第7項に規定する光信号局内伝送路により接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から1ヶ月半が経過する日又は当社が提供可能時期を回答する場合にはその時期をいいます。)から3ヶ月(当社の責めに帰すべき事由による期間は除きます。)が経過する日とのいずれか遅い日(以下この条において「接続開始期日」といいます。)までに接続を開始することを要します。接続申込者が接続開始期日までに接続を開始しないときは、第2項、第7項又は第16項及び第17項に規定する回答及び承諾は効力を失

者が第1項に規定する申込みを撤回したものとみなします。

ただし、接続申込者が、接続開始期日までに、当社に対し、接続開始期日を延伸したい旨を申し出た場合であって、その事情を当社が認めたときは、この限りではありません。

10 前項ただし書きの場合において、当社は、接続申込者が、延伸前の接続開始期日からその接続を開始する日の前日までの間、その接続申込者が行った第1項に規定する申込みに係る機能を利用したものとみなします。

11～15 (略)

(光回線設備の非現用芯線がない場合の立入り)

第34条の5 当社が第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第4項第1号又は第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第8項において読み替えて適用される第34条の2第4項第1号の通知をしたときは、その通知を受け取った接続申込者又はその接続申込者が指定した者は、通知の内容を確認するため、その通知に係る当社の光主配線盤を設置している通信用建物に立ち入ることができます。この場合において、立入者の数は、その目的に必要な範囲内に限るものとします。

い、当社は、接続開始期日をもって接続申込者が第1項又は第17項に規定する申込みを撤回したものとみなします。

ただし、接続申込者が、接続開始期日までに、当社に対し、接続開始期日を延伸したい旨を申し出た場合であって、その事情を当社が認めたときは、この限りではありません。

10 前項ただし書きの場合において、当社は、接続申込者が、延伸前の接続開始期日からその接続を開始する日の前日までの間、その接続申込者が行った第1項又は第17項に規定する申込みに係る機能を利用したものとみなします。

11～15 (略)

16 接続申込者は、当社の特定光信号端末回線と接続しようとするときは、当社に対し、特定光信号端末回線線路設備調査申込書により、特定光信号端末回線についての調査の申込みを行うことを要します。この場合において、当社は、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情がない限り、申込みの到達した日から1か月以内に、接続申込者が指定した利用区間に係る特定光信号端末回線の概算提供可能時期等を特定光信号端末回線線路設備調査回答書により、回答します。なお、接続申込者は、この申込みに先立って第11条(事前調査の申込み)を行っている必要はありません。

17 接続申込者は、前項に規定する回答を当社が行った日から1ヶ月以内に、当社に対し、特定光信号端末回線との接続の申込みを行うことを要します。この場合において、接続申込者は、その特定光信号端末回線と組み合わせて利用する光信号端末回線の接続申込みを併せて行うこと及び事前に特定光信号端末回線の敷設に係る調整を行うことを要します。当社は、第22条(接続申込みの承諾)第1項各号の場合を除き、受け付けをもって特定光信号端末回線に係る接続の申込みの承諾とし、特別な工事が必要となる場合、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情がない限り、接続の申込みの承諾を行った日から2ヶ月以内に提供可能時期を通知します。

18 当社は、前項の場合において、提供可能時期までに提供できないとき又は提供できないときは理由を接続申込者に通知します。

19 特定光信号端末回線を敷設するために他人の土地及びこれに定着する建物その他の工作物(以下「土地等」といいます。)を利用している場合において、当社が、その他人からその特定光信号端末回線を撤去するよう求められたときは、協定事業者と協議の上、撤去の必要がある場合は、その特定光信号端末回線を撤去するものとします(その撤去により生じた損害について、当社はその協定事業者に対する責任を負わないものとします。)

20 協定事業者が特定光信号端末回線又は特定光信号端末回線との接続の申込みと併せて接続の申込みを行った光信号端末回線との接続を終了する申込みを行った場合、接続を終了する申込みがあった回線との接続を終了するとともに、その回線と併せて接続の申込みを行った回線との接続についても終了する申込みがあったものとみなします。なお、当社は特定光信号端末回線との接続を終了する申込みがあった場合(接続を終了する申込みがあったものとみなす場合を含みます。)であって、その特定光信号端末回線が収容される光ファイバケーブルにおいて他の特定光信号端末回線が現用に供されていないときは、第36条の2(協定事業者の申込みによる個別管理対象設備の利用中止等)第1項に規定する申込みがあったものとみなします。

(光回線設備の非現用芯線がない場合の立入り)

第34条の5 当社が第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第4項第1号又は第34条の4(光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第8項において読み替えて適用される第34条の2第4項第1号の通知をしたときは、その通知を受け取った接続申込者又はその接続申込者が指定した者は、通知の内容を確認するため、その通知に係る当社の光主配線盤を設置している通信用建物に立ち入ることができます。この場合において、立入者の数は、その目的に必要な範囲内に限るものとします。

(光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み)

第34条の10

1～2 (略)

3 接続申込者は、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)の規定により、光信号端末回線との接続の申込みを行う際に、テープ分散による接続を要望(テープ分散が不可である場合にはテープ分散によらないで接続することを予め承諾するものとします。)することができます。この場合において接続申込者は、次の各号に規定する調査のいずれかを併せて申込むものとします。

- (1) 接続申込みにより指定する光配線盤に終端する1の光信号端末回線について、その光配線盤に終端し現に利用している1の光信号端末回線(接続申込みにより指定する光信号端末回線が光局外スプリッタを含むものである場合は、光局外スプリッタを含まないものに限ります。)とのテープ分散による接続の可否
- (2) 接続申込みにより指定する同一の光配線盤に終端する2の光信号端末回線のテープ分散による接続の可否

(複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い)

第34条の13 接続申込者は、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)の規定に基づき、当社の光信号主端末回線と接続しようとする場合は、当社が別に定める通信用建物に收容する光信号主端末回線に限り、複数年段階料金(平成24年3月29日付け情報通信行政・郵政行政審議会答申(情郵審第33号)に基づき、接続開始後1年間の接続料を低減させ、当該低減額及び当該低減額に係る利息を接続開始後3年目の接続料に加算する方法により算定した光信号主端末回線の料金のことをいいます。以下、同じとします。)の適用を選択することができます。

(準用)

第39条 前条第3項の規定は、第10条の2(事前照会)第3項、第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第5項、第10条の13(電柱添架の申込み)第2項、第13条(事前調査の回答)第1項、第3項若しくは第4項、第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項若しくは第3項、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第2項、第3項若しくは第7項、第34条の7(特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項若しくは第3項、第34条の10(光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み)第4項、第36条の3(個別管理対象設備の除却又は転用)第3項、第95条の4(接続に必要な装置等の設置に係る標準的期間)第1項、第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)又は第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)の場合に準用します。

(定額制の網使用料の支払義務)

第64条 協定事業者は、次の各号の規定に従い、料金表第1表第1(網使用料)に規定する網使用料のうち月額で定める料金(以下「定額制の網使用料」といいます。)を支払うことを要します。

(1) (略)

(2) 料金表第1表第1(網使用料)に規定する端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄(2-1-1-2第2欄ア欄)に規定する加算料を除きます。以下この項において同じとします。) 、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、通信路設定伝送機能等(2-1-1-2第2欄ア欄)に規定する加算料及び2-1-2第2欄に規定する加算額を除きます。以下この項において同じとします。)又は波長多重機能については、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第10項の規定により利用したものとみなす期間を除き、専用サービス契約約款中最低利用期間の規定(同規定中「専用契約の

(光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み)

第34条の10

1～2 (略)

3 接続申込者は、第34条の4(光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)の規定により、光信号端末回線との接続の申込みを行う際に、テープ分散による接続を要望(テープ分散が不可である場合にはテープ分散によらないで接続することを予め承諾するものとします。)することができます。この場合において接続申込者は、次の各号に規定する調査のいずれかを併せて申込むものとします。

- (1) 接続申込みにより指定する光配線盤に終端する1の光信号端末回線について、その光配線盤に終端し現に利用している1の光信号端末回線(接続申込みにより指定する光信号端末回線が光局外スプリッタを含むものである場合は、光局外スプリッタを含まないものに限ります。)とのテープ分散による接続の可否
- (2) 接続申込みにより指定する同一の光配線盤に終端する2の光信号端末回線のテープ分散による接続の可否

(複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い)

第34条の13 接続申込者は、第34条の4(光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)の規定に基づき、当社の光信号主端末回線と接続しようとする場合は、当社が別に定める通信用建物に收容する光信号主端末回線に限り、複数年段階料金(平成24年3月29日付け情報通信行政・郵政行政審議会答申(情郵審第33号)に基づき、接続開始後1年間の接続料を低減させ、当該低減額及び当該低減額に係る利息を接続開始後3年目の接続料に加算する方法により算定した光信号主端末回線の料金のことをいいます。以下、同じとします。)の適用を選択することができます。

(準用)

第39条 前条第3項の規定は、第10条の2(事前照会)第3項、第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第5項、第10条の13(電柱添架の申込み)第2項、第13条(事前調査の回答)第1項、第3項若しくは第4項、第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項若しくは第3項、第34条の4(光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第2項、第3項、第7項、第16項若しくは第17項、第34条の7(特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項若しくは第3項、第34条の10(光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み)第4項、第36条の3(個別管理対象設備の除却又は転用)第3項、第95条の4(接続に必要な装置等の設置に係る標準的期間)第1項、第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)又は第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)の場合に準用します。

(定額制の網使用料の支払義務)

第64条 協定事業者は、次の各号の規定に従い、料金表第1表第1(網使用料)に規定する網使用料のうち月額で定める料金(以下「定額制の網使用料」といいます。)を支払うことを要します。

(1) (略)

(2) 料金表第1表第1(網使用料)に規定する端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄(2-1-1-2第2欄ア欄)に規定する加算料を除きます。以下この項において同じとします。) 、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、通信路設定伝送機能等(2-1-1-2第2欄ア欄)に規定する加算料及び2-1-2第2欄に規定する加算額を除きます。以下この項において同じとします。)又は波長多重機能については、第34条の4(光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第10項の規定により利用したものとみなす期間を除き、専用サービス契約約款中最低利用期間の規定(同規

解除」とあるのは「専用契約の解除若しくは接続専用回線の接続休止」と読み替えるものとし、他社料金設定回線に係る規定を除きます。)を準用します。この場合において、端末回線伝送機能(2-1-1-1第2欄ウ欄、第6欄及び第9欄に係るものに限ります。)、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、光信号中継伝送機能、イーサネットフレーム伝送機能、光信号局内伝送機能又は波長多重機能は、専用サービス契約約款に規定する高速デジタル伝送サービスの場合の規定に準ずるものとし、

(3) 端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄若しくは第4欄若しくは第4-2欄若しくは第5欄若しくは第7欄、ISM折返し機能、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、光信号分岐端末回線管理機能、DSL回線管理機能、DSL回線故障対応機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能、光信号局内回線管理機能、IP通信網回線管理機能、波長多重機能、下部端末回線管理機能、一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能、一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能又は特別収容局ルータ接続ルーティング伝送機能の場合

当該機能の利用を開始した日(端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄又は光信号電気信号変換機能については、第28条(完成通知)に規定する完成通知に記載した期日とします。)から起算して協定の解除若しくは消滅又は接続の変更により当社の指定電気通信設備との接続を終了した日の前日までの期間(当該機能の利用を開始した日と接続を終了した日が同一である場合は1日とします。)

2~3 (略)

4 協定事業者は、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第15項に規定する収容に変更した場合は、当社が同条第14項に規定する収容を行っていないことにより生じた光信号主端末回線等の網使用料の支払いを要しません。

(網改造料の支払義務)

第66条 協定事業者は、次の各号に規定する期日を含む月から、当該機能に係る電気通信設備が撤去される期日を含む月までの期間(次の各号に規定する期日を含む月と撤去される期日を含む月が同一である場合は1月間とします。)に係る料金表第1表第2(網改造料)2-1に規定する網改造料の支払いを要します。

- (1) 接続用設備又は接続用ソフトウェアについては、第28条(完成通知)又は第34条(準用)に規定する完成通知に記載した期日(網改造料を按分して負担するときは、負担額を通知する書面に記載した期日とします。)
- (2) 接続料金のうち、網使用料及び前号に規定する網改造料以外のものについては、その機能の利用を許諾する書面に記載した期日

2 (略)

3 第36条又は第36条の2(協定事業者の申込みによる個別管理対象設備の利用中止等)第1項の規定に基づき、当社又は協定事業者が個別管理対象設備を更改又は利用中止したときは、次項に規定する場合を除き、協定事業者は、料金表第1表第2(網改造料)2(料金額)2-1の2に規定する網改造料の支払いを要します。

(手続費の支払義務)

第68条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第2表第2(手続費)に規定する手続費の支払いを要します。

(1)~(29) (略)

(30) 当社が、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第2項に規定する回答を行うための現地調査若しくは光信号端末回線の接続に係る工事又は端末回線伝送機能(2-1-1-1第3欄ウ欄又はエ欄に限ります。)に係る回線の提供可否を当社が回答するための現地調査若しくは端末回線伝送機能(2-1-1-1第3欄ア欄(通信路設定伝送機能のうち高速デジタル伝送に係るもので

定中「専用契約の解除」とあるのは「専用契約の解除若しくは接続専用回線の接続休止」と読み替えるものとし、他社料金設定回線に係る規定を除きます。)を準用します。この場合において、端末回線伝送機能(2-1-1-1第2欄ウ欄、第6欄及び第9欄に係るものに限ります。)、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、光信号中継伝送機能、イーサネットフレーム伝送機能、光信号局内伝送機能又は波長多重機能は、専用サービス契約約款に規定する高速デジタル伝送サービスの場合の規定に準ずるものとし、

(3) 端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄若しくは第4欄若しくは第4-2欄若しくは第5欄若しくは第7欄、ISM折返し機能、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、光信号分岐端末回線管理機能、DSL回線管理機能、DSL回線故障対応機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能、光信号局内回線管理機能、IP通信網回線管理機能、波長多重機能、下部端末回線管理機能、一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能又は特定光信号端末回線管理機能の場合

当該機能の利用を開始した日(端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄又は光信号電気信号変換機能については、第28条(完成通知)に規定する完成通知に記載した期日とします。)から起算して協定の解除若しくは消滅又は接続の変更により当社の指定電気通信設備との接続を終了した日の前日までの期間(当該機能の利用を開始した日と接続を終了した日が同一である場合は1日とします。)

2~3 (略)

4 協定事業者は、第34条の4(光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第15項に規定する収容に変更した場合は、当社が同条第14項に規定する収容を行っていないことにより生じた光信号主端末回線等の網使用料の支払いを要しません。

(網改造料の支払義務)

第66条 協定事業者は、次の各号に規定する期日を含む月から、当該機能に係る電気通信設備が撤去される期日を含む月までの期間(次の各号に規定する期日を含む月と撤去される期日を含む月が同一である場合は1月間とします。)に係る料金表第1表第2(網改造料)2-1に規定する網改造料の支払いを要します。

- (1) 次号に規定するものを除く接続用設備又は接続用ソフトウェアについては、第28条(完成通知)又は第34条(準用)に規定する完成通知に記載した期日(網改造料を按分して負担するときは、負担額を通知する書面に記載した期日とします。)
- (2) 料金表第1表第2(網改造料)1-1表第69欄の特定光信号端末回線伝送機能に係る個別管理対象設備については、特定光信号端末回線との接続を開始した期日
- (3) 接続料金のうち、網使用料及び前2号に規定する網改造料以外のものについては、その機能の利用を許諾する書面に記載した期日

2 (略)

3 第34条の4(光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第19項、第36条又は第36条の2(協定事業者の申込みによる個別管理対象設備の利用中止等)第1項の規定に基づき、当社又は協定事業者が個別管理対象設備を更改又は利用中止したときは、次項に規定する場合を除き、協定事業者は、料金表第1表第2(網改造料)2(料金額)2-1の2に規定する網改造料の支払いを要します。

(手続費の支払義務)

第68条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第2表第2(手続費)に規定する手続費の支払いを要します。

(1)~(29) (略)

(30) 当社が、第34条の4(光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第2項に規定する回答を行うための現地調査若しくは光信号端末回線の接続に係る工事又は端末回線伝送機能(2-1-1-1第3欄ウ欄又はエ欄に限ります。)に係る回線の提供可否を当社が回答するための現

あって 128Kbit/s の符号伝送が可能なエコノミークラスのものと一緒に提供されるものに限ります。)、ウ欄又はエ欄に限ります。)を提供する回線の接続に係る工事(以下「接続工事等」といいます。)を行う場合に、協定事業者が指定した時刻(当社が承諾したものに限り、以下「指定時刻」といいます。)に接続工事等を行う場所に到着したとき。

(31)～(35) (略)

(一般光信号中継回線、光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続の手続きに係る違約金)

第 78 条の 2 (略)

- 2 接続申込者が、第 34 条の 4 (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) 第 1 項に規定する光信号端末回線との接続の申込みが当社に到達した日からその接続を開始するまでの間に、その接続の申込みを撤回したとき(当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、申込みの一部を撤回した場合及び同条第 6 項又は第 9 項の規定により申込みを撤回したものとみなした場合を含みます。)は、接続申込者は当社に対して、別表 4 第 2 (光信号端末回線の接続の手続きに係る違約金)に規定する額(撤回された部分の申込みに係るものに限ります。)に消費税相当額を加算した額を違約金として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。
- 3 接続申込者が、第 34 条の 4 (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) 第 1 項に規定する光信号局内伝送路との接続の申込みを行った場合において、同条第 7 項に規定する光信号局内伝送路により接続を希望する区間の両端の設備が確定した日からその接続を開始するまでの間に、その接続の申込みを撤回したとき(当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、申込みの一部を撤回した場合及び同条第 9 項の規定により申込みを撤回したものとみなした場合を含みます。)は、接続申込者は当社に対して、別表 4 第 3 (光信号局内伝送路の接続の手続きに係る違約金)に規定する額(撤回された部分の申込みに係るものに限ります。)に消費税相当額を加算した額を違約金として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。

料金表

第 1 表 接続料金
第 1 網使用料
1 適用

区 分	内 容
(1)～(22) (略)	(略)

地調査若しくは端末回線伝送機能(2-1-1-1 第 3 欄ア欄(通信路設定伝送機能のうち高速デジタル伝送に係るものであって 128Kbit/s の符号伝送が可能なエコノミークラスのものと一緒に提供されるものに限ります。)、ウ欄又はエ欄に限ります。)を提供する回線の接続に係る工事(以下「接続工事等」といいます。)を行う場合に、協定事業者が指定した時刻(当社が承諾したものに限り、以下「指定時刻」といいます。)に接続工事等を行う場所に到着したとき。

(31)～(35) (略)

(36) 接続申込者が、第 34 条の 4 (光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) 第 16 項に規定する特定光信号端末回線に関する調査の回答を受けたとき

(一般光信号中継回線、光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続の手続きに係る違約金)

第 78 条の 2 (略)

- 2 接続申込者が、第 34 条の 4 (光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) 第 1 項に規定する光信号端末回線との接続の申込みが当社に到達した日からその接続を開始するまでの間に、その接続の申込みを撤回したとき(当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、申込みの一部を撤回した場合及び同条第 6 項又は第 9 項の規定により申込みを撤回したものとみなした場合を含みます。)は、接続申込者は当社に対して、別表 4 第 2 (光信号端末回線の接続の手続きに係る違約金)に規定する額(撤回された部分の申込みに係るものに限ります。)に消費税相当額を加算した額を違約金として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。
- 3 接続申込者が、第 34 条の 4 (光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) 第 1 項に規定する光信号局内伝送路との接続の申込みを行った場合において、同条第 7 項に規定する光信号局内伝送路により接続を希望する区間の両端の設備が確定した日からその接続を開始するまでの間に、その接続の申込みを撤回したとき(当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、申込みの一部を撤回した場合及び同条第 9 項の規定により申込みを撤回したものとみなした場合を含みます。)は、接続申込者は当社に対して、別表 4 第 3 (光信号局内伝送路の接続の手続きに係る違約金)に規定する額(撤回された部分の申込みに係るものに限ります。)に消費税相当額を加算した額を違約金として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。
- 4 接続申込者が、第 34 条の 4 (光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) 第 16 項に規定する特定光信号端末回線についての調査の申込みが当社に到達した日から当社が回答するまでの間に、その調査の申込みを撤回したとき又は同条第 17 項に規定する特定光信号端末回線との接続の申込みが当社に到達した日からその接続を開始するまでの間に、その接続の申込みを撤回したとき(当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、申込みの一部を撤回した場合及び同条第 6 項又は第 9 項の規定により申込みを撤回したものとみなした場合を含みます。)は、接続申込者は当社に対して、その申込みの撤回により新たに発生する費用及びそれまでに既に発生した費用に消費税相当額を加算した額を違約金として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。

料金表

第 1 表 接続料金
第 1 網使用料
1 適用

区 分	内 容
(1)～(22) (略)	(略)

(23) DSL回線管理機能、下部端末回線管理機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能若しくは光信号局内回線管理機能、光信号分岐端末回線管理機能又はIP通信網回線管理機能に係る料金については、協定事業者が、それぞれ2（料金額）2-1-1-1第4欄、第4-2欄、第5欄、第6欄ア欄若しくは2-5-3若しくは2-11第19欄、2-1-1-2第2欄ア欄又は2-11第24欄若しくは第25欄に規定する機能を利用する場合に適用します	
--	--

(23) DSL回線管理機能、下部端末回線管理機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能若しくは光信号局内回線管理機能、光信号分岐端末回線管理機能、IP通信網回線管理機能又は特定光信号端末回線管理機能に係る料金については、協定事業者が、それぞれ2（料金額）2-1-1-1第4欄、第4-2欄、第5欄、第6欄ア欄若しくは2-5-3若しくは2-11第19欄、2-1-1-2第2欄ア欄、2-11第24欄又は第1表（接続料金）第2（網改造料）1（適用）1-1（網改造料の対象となる機能）第69欄に規定する機能を利用する場合に適用します。	
---	--

2 料金額
2-1-1 その他の機能

区分	単位	料金額	備考
(1)～(26) (略)	(略)		

2 料金額
2-1-1 その他の機能

区分	単位	料金額	備考
(1)～(26) (略)			
(27) 特定光信号端末回線管理機能	1回線ごとに	558円	

第2 網改造料
1 適用

区分	内容
(1)～(6) (略)	(略)

第2 網改造料
1 適用

区分	内容
(1)～(6) (略)	(略)
(7) 特定光信号端末回線伝送機能の適用	<p>特定光信号端末回線伝送機能に係る料金額の算定に関して、第1表（接続料金）第2（網改造料）2（料金額）2-1（算出式）における設備管理運営費工(I)の規定における工事費（物品費＋取付費）については、当該機能の提供のために必要となる物品費、人件費等の費用をもとに算定される実費とします。</p> <p>また、協定事業者が特定光信号端末回線伝送機能を利用するときであって、当社の既に設置されている管路又は電柱を利用する場合は、以下に規定する料金の支払いを要します。</p> <p>ア 管路に係る負担額</p> <p>第3表（預かり保守等契約等に基づく負担額）第2（とう道又は管路に係る負担額）2（とう道又は管路に係る料金額）2-2（管路に係る料金額）の料金額を準用することとします。この場合において、第3表第2の規定中「預かり保守等契約又はコロケーション・スペース利用契約」とあるのは「特定光信号端末回線伝送機能の利用」と読み替えるものとします。</p> <p>イ 電柱に係る負担額</p> <p>第3表（預かり保守等契約等に基づく負担額）第3（電柱に係る負担額）の負担額を準用した年額料金の12分の1とします。</p>

1-1 網改造料の対象となる機能

1-1 網改造料の対象となる機能

区 分		備 考
(1)～(68) (略)	(略)	(略)

2 料金額

2-1の2 個別管理対象設備を更改又は利用中止する場合の料金額

第36条（当社が行う電気通信設備又はソフトウェアの更改）又は第36条の2（協定事業者の申込みによる個別管理対象設備の利用中止等）第1項の規定に基づき、当社又は協定事業者が個別管理対象設備を更改又は利用中止する場合は、それぞれ次の算出式により協定事業者が負担する料金額を算定します。この場合において、貸倒率については、2-3（年額料金の算定に係る比率）によります。

第2表 工事費及び手続費

第2 手続費

2-2 2-1以外の手続費

区 分		単 位	備 考
(1)～(12) (略)	(略)	(略)	(略)

別表3 様式

(略)

様式第7-4（第34条の4第1項関係）

光回線設備接続申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属（法人名等）
氏名

貴社接続約款第34条の4（光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第1項の規定により、光回線設備との接続を申し込みます。

連絡先 (担当者氏名、電話番号)	
---------------------	--

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 光信号端末回線の接続申込に際しては、別紙1に記載し添付すること。

3 光信号局内伝送路の接続申込に際しては、別紙2に記載し添付すること。

別表4 違約金

区 分		備 考
(1)～(68) (略)	(略)	(略)
(69) 特定光信号端末回線伝送機能	特定光信号端末回線にて伝送を行う機能	—

2 料金額

2-1の2 個別管理対象設備を更改又は利用中止する場合の料金額

第34条の4（光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第19項、第36条（当社が行う電気通信設備又はソフトウェアの更改）又は第36条の2（協定事業者の申込みによる個別管理対象設備の利用中止等）第1項の規定に基づき、当社又は協定事業者が個別管理対象設備を更改又は利用中止する場合は、それぞれ次の算出式により協定事業者が負担する料金額を算定します。この場合において、貸倒率については、2-3（年額料金の算定に係る比率）によります。

第2表 工事費及び手続費

第2 手続費

2-2 2-1以外の手続費

区 分		単 位	備 考
(1)～(12) (略)	(略)	(略)	(略)
(13) 特定光信号端末回線に係る情報調査費	第34条の4（光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第16項に規定する事項の調査に要する費用	1件ごとに	—

別表3 様式

(略)

様式第7-4（第34条の4第1項関係）

光回線設備接続申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属（法人名等）
氏名

貴社接続約款第34条の4（光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第1項の規定により、光回線設備との接続を申し込みます。

連絡先 (担当者氏名、電話番号)	
---------------------	--

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 光信号端末回線の接続申込に際しては、別紙1に記載し添付すること。

3 光信号局内伝送路の接続申込に際しては、別紙2に記載し添付すること。

別表4 違約金

(略)

第2 光信号端末回線の接続の手續きに係る違約金

区 分		違約金の額
接続申込者が、第78条の2（一般光信号中継回線、光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続の手續きに係る違約金）第2項に規定する接続の申込みの撤回を行った場合の違約金	(1) 第34条の4（光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第1項に規定する申込みが当社に到達した日から同条第2項に規定する回答（同条第2項において、接続する光信号端末回線を特定しないで提供可能時期を回答した場合には、同条第5項に規定する通知とします。）を当社が行うまでの間に撤回を行った場合	4,137円
	イ 第34条の4第2項に規定する回答を行うための調査において当社が現地調査を行った場合	19,175円

第3 光信号局内伝送路の接続の手續きに係る違約金

区 分		違約金の額
接続申込者が、第78条の2（一般光信号中継回線、光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続の手續きに係る違約金）第3項に規定する接続の申込みの撤回を行った場合の違約金	(1) 第34条の4（光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第7項に規定する光信号局内伝送路により接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から当社が光信号局内伝送路の接続に係る工事に着手するまでの間に撤回を行った場合	4,468円

(略)

第2 光信号端末回線の接続の手續きに係る違約金

区 分		違約金の額
接続申込者が、第78条の2（一般光信号中継回線、光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続の手續きに係る違約金）第2項に規定する接続の申込みの撤回を行った場合の違約金	(1) 第34条の4（光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第1項に規定する申込みが当社に到達した日から同条第2項に規定する回答（同条第2項において、接続する光信号端末回線を特定しないで提供可能時期を回答した場合には、同条第5項に規定する通知とします。）を当社が行うまでの間に撤回を行った場合	4,137円
	イ 第34条の4第2項に規定する回答を行うための調査において当社が現地調査を行った場合	19,175円

第3 光信号局内伝送路の接続の手續きに係る違約金

区 分		違約金の額
接続申込者が、第78条の2（一般光信号中継回線、光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続の手續きに係る違約金）第3項に規定する接続の申込みの撤回を行った場合の違約金	(1) 第34条の4（光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第7項に規定する光信号局内伝送路により接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から当社が光信号局内伝送路の接続に係る工事に着手するまでの間に撤回を行った場合	4,468円

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。

(特定光信号端末回線との接続に係る経過措置)

2 特定光信号端末回線を複数の接続申込者等間で共用する場合の接続料の扱い及び接続の条件については、協定事業者との協議が調い、約款の変更が必要となるときは当社の準備が整い次第、別途約款の変更認可申請を行うこととし、当該申請が認可された後、実施することとします。

3 料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）2-11第27欄について実績値が把握できたときは、当社は、別途約款の変更認可申請を行うこととし、当該申請が認可された後、この改正規定の実施日に遡及して適用します。

網使用料算定根拠 (西日本コストに基づく接続料)

I. 原価の算定及び料金の設定

1. その他の機能

A. 特定光信号端末回線に係る回線管理機能

・特定光信号端末回線管理機能

区分	金額等	備考
①原価 (百万円)	872	令和3年3月22日認可申請の網使用料算定根拠 (西日本コストに基づく接続料) 6. 通信路設定伝送機能(1)の(e)の①専用回線管理運営費
②回線数 (契約)	130,240	令和3年3月22日認可申請の網使用料算定根拠 (西日本コストに基づく接続料) X. 料金設定に使用した回線数の2. 機能別回線数より
③料金 (円/回線・月)	558	①÷②÷12ヶ月